

平成17年度
科学研究費補助金公募要領

(基盤研究、萌芽研究、若手研究)

平成16年9月1日

独立行政法人日本学術振興会
(<http://www.jsps.go.jp/>)

目 次

I 公募の概要

1	科学研究費補助金の目的・性格	1
2	研究種目	1
3	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	2
4	科研費に関するルール	2
5	公募する研究種目	3
6	応募期間	3
7	応募から交付までのスケジュール	3

II 公募の内容

1	公募する研究種目	4
①	基盤研究（S）	4
②	基盤研究（A・B・C）	4
③	萌芽研究	5
④	若手研究（A・B）	5
2	応募資格	6
3	研究組織	7
4	経費	7
5	公募の対象とならない研究計画	8
6	審査希望分野の選定	8
7	平成17年度に継続が内約されている研究課題の取り扱い	9
8	重複応募の取り扱い（重複応募の制限）	9
9	関係法令等に違反した場合の取り扱い	13
10	緊急の研究等の取り扱い	14
	別表1 重複応募の制限一覧表	15
	別表2 系・分野・分科・細目表	16
	(1) 平成17年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表	16
	(2) 平成17年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表の別表（時限付き分科細目表）	18
	別表3 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	20

III 応募書類の作成・応募方法等

1	応募書類の作成	36
2	応募方法	36

IV 配分審査等

1	配分審査	38
2	審査の方法・着目点等	38
3	審査結果の通知	38
4	採択された研究課題の公開	38

V 研究機関が行う事務

1 応募資格の確認	39
2 研究代表者への確認	39
3 応募に係る手続	39
4 研修会・説明会の実施状況等の報告	39
5 応募書類の取りまとめ	40
6 応募書類の提出	42
(参考) 平成17年度応募カード一覧等の作成・提出例	45

VI 参考資料

1 平成16年度科学研究費補助金の交付状況	48
2 予算額等の推移	50
3 研究種目一覧	51
4 平成16年度独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会組織図	52
5 評価ルール	53
(1) 平成16年度科学研究費補助金(基盤研究等)の審査方針(抄)	53
(2) 平成16年度科学研究費補助金第1段審査における評価の基準(抄)	61
(3) 平成16年度科学研究費補助金基盤研究「海外学術調査」事前審査における評価の基準(抄)	68
6 使用ルール(平成16年度補助条件)	74
7 独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領	79

問い合わせ先	84
--------	----

< 別 冊 >

平成17年度科学研究費補助金公募要領（応募書類の様式・記入要領）

○研究者が作成する様式

1 研究計画調書

- 様式S-1-6 研究計画調書（「基盤研究（S）」新規）
- 様式S-1-7 研究計画調書（「基盤研究（A・B・C）（一般）」新規）
- 様式S-1-8 研究計画調書（「基盤研究（A・B）（海外学術調査）」新規）
- 様式S-1-9 研究計画調書（「基盤研究（C）（企画調査）」新規）
- 様式S-1-10 研究計画調書（「萌芽研究」新規）
- 様式S-1-11 研究計画調書（「若手研究（A・B）」新規）
- 様式S-1-12 研究計画調書（継続）

2 応募カード

- 様式S-4-4 応募カード（学振）

3 研究分担者承諾書

- 様式C-1-1 研究分担者承諾書（他機関用）
- 様式C-1-2 研究分担者承諾書（同一機関用）

○研究機関が作成する様式

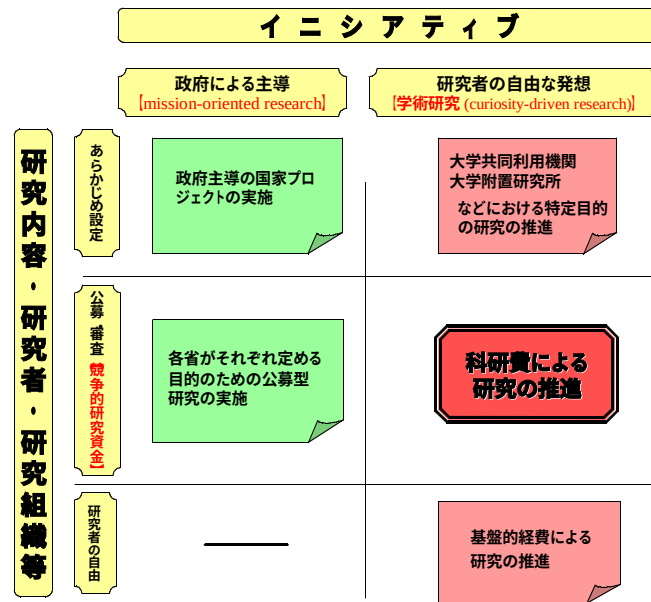
- 様式T-1-2 応募書類の提出書
- 様式T-2-3
～T-2-13 応募カード一覧（表紙）
- 様式T-3-2 研究計画調書の表紙
- 様式T-4 内部監査等実施状況報告書の提出書
- 様式T-5 科学研究費補助金事務担当者名簿
- 様式1-1 科学研究費補助金研究者名簿（新規登録書）
- 様式1-2 科学研究費補助金研究者名簿（複数機関登録者用）
- 様式2-2 科学研究費補助金研究者名簿（追加届）

I 公募の概要

1 科学研究費補助金の目的・性格

科学研究費補助金（科研費）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピア・レビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜政府による研究推進の分類と「科研費」の位置づけ＞



※ 科研費（平成16年度予算1,830億円）は、政府全体の科学技術関係経費（約3.6兆円）の約5%、政府全体の競争的研究資金（約3,600億円）の約50%を占めています。

2 研究種目

研究機関が研究者に代わってその管理及び諸手続を行うものは、次の研究種目です。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間3～5年間、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない）
特定領域研究	21世紀の我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取り組みが必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間3～6年間、単年度当たりの目安1領域2千万円～6億円程度）
基盤研究	1人又は比較的少数数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（基盤研究（S））（期間5年間、1課題5,000万円以上1億円程度まで） 1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（応募総額によりA・B・Cに区分）（期間2～4年間、ただし、企画調査を行うものは1年間） （A）2,000万円以上 5,000万円以下 （B）500万円以上 2,000万円以下 （C）500万円以下
萌芽研究	独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究（期間1～3年間、1課題500万円以下）
若手研究	37歳以下の研究者が1人で行う研究（応募総額によりA・Bに区分）（期間2～3年間） （A）500万円以上 3,000万円以下 （B）500万円以下
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成
特別研究員奨励費	独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む。）が行う研究の助成（期間3年以内）
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る（期間5年間、推薦制）

3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

これらの科研費に係る公募・審査・交付業務は、文部科学省と独立行政法人日本学術振興会とで次のように役割を分担して行われています。

研 究 種 目	応 募 ・ 審 査 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交 付 (交付内定・決定通知を行う主体、交付申請書・各種手続書類等の提出先)
---------	-----------------------------------	---

○第1種科研費

特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費	文部科学省	文部科学省
-----------------------	-------	-------

○第2種科研費

萌芽研究、若手研究、特別研究員奨励費、学術創成研究費	独立行政法人日本学術振興会	文部科学省
----------------------------	---------------	-------

○第3種科研費

基盤研究	独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人日本学術振興会
------	---------------	---------------

4 科研費に関するルール

(1) 科研費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。

(2) 科研費には次の3つのルールがあります。

- ①応募ルール：応募・申請に関するルール
- ②評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価に関するルール
- ③使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

(3) 科研費の3つのルールは、第1種科研費、第2種科研費、第3種科研費ごとに次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
第1種科研費	文部科学省 公 募 要 領	文部科学省 科学研究費補助金における 評価に関する規程	文部科学省 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金につ いて各研究機関が行うべき事務等
第2種科研費	独立行政法人 日本学術振興会 公 募 要 領	独立行政法人日本学術振興会 科学研究費補助金（基盤 研究等）の審査方針 等	独立行政法人日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金につ いて各研究機関が行うべき事務等
第3種科研費			

5 公募する研究種目

今回、独立行政法人日本学術振興会が公募する研究種目は次のとおりです。

- (1)第3種科研費（基盤研究）
- (2)第2種科研費（萌芽研究、若手研究）

6 応募期間

平成16年11月15日（月）～11月18日（木）

（午前9時30分～正午まで 及び 午後1時～午後4時30分まで **【時間厳守】**）

7 応募から交付までのスケジュール

平成16年	9月 1日	公募
	11月15日～18日	応募受付
平成17年	1月～3月	審査
	4月中旬	交付内定
	5月中旬	交付申請
	6月中旬	交付決定
	6月下旬	補助金の送金

Ⅱ 公募の内容

1 公募する研究種目

① 基盤研究（S）

- ア) 対 象 一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画
- イ) 応募総額（研究期間全体での総額。以下同じ）
5,000万円以上 1億円程度まで
- ウ) 研究期間 原則として5年間
- エ) 留意事項 ① 研究代表者の交替は、研究代表者が欠けた場合を除き、認めません。
② 定年等により退職し、研究機関を離れることが予想される場合等には、例外として、3年間又は4年間の研究期間であっても差し支えありません。
- オ) そ の 他 採択された研究課題については、中間評価及び事後評価を行います。なお、中間評価の結果に基づき、必要に応じてそれ以降の研究経費の増額、減額、研究の中止等を行います。

② 基盤研究（A・B・C）

- ア) 対 象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画
- イ) 応募総額 応募総額により次の3種類に区分
- | 区 分 | 応 募 総 額 | 審査区分 |
|---------|---------------------|-----------|
| 基盤研究（A） | 2,000万円以上 5,000万円以下 | 一般・海外学術調査 |
| 基盤研究（B） | 500万円以上 2,000万円以下 | 一般・海外学術調査 |
| 基盤研究（C） | 500万円以下 | 一般・企画調査 |
- ウ) 研究期間 ①審査区分「一般」及び「海外学術調査」は2～4年間
②審査区分「企画調査」は1年間
- エ) 審査区分 応募する研究計画の性格により、審査の観点が異なるので、以下の審査区分から1つを選択して応募してください。

審査区分「一般」

この審査区分により応募できるのは、**基盤研究（A・B・C）**であり、特色ある研究を格段に発展させるためのものを対象としています。

審査区分「海外学術調査」、「企画調査」に応募する性格の研究計画以外は、すべてこの審査区分に応募してください。

審査区分「海外学術調査」

この審査区分により応募できるのは、**基盤研究（A・B）**に限られ、研究の対象及び方法において、**主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行うもの**を対象としています。

フィールド調査等を主たる目的としない場合は、審査区分「一般」に応募してください。また、この審査区分では、設備備品は、少額なパソコン等を除き、海外での調査、観測又は資料収集に直接使用するものに限りします。

審査区分「企画調査」

この審査区分により応募できるのは、**基盤研究（C）**に限られ、異なる研究機関に所属する複数の研究者が共同して、**共同研究等の企画等の準備を行うもので、次の1）～3）のいずれかに該当するもの**を対象とします。

なお、企画、準備にとどまらずに、実際の研究（予備的な実験等を含む。）まで行おうとする場合は、審査区分「一般」に応募してください。

- 1）「特定領域研究」の新規発足研究領域として応募するための準備調査
- 2）1）以外で、学術振興上必要性の高い共同研究（国際共同研究を含む。）等の企画
- 3）日本での開催が予定されている国際研究集会について、研究内容面に関する企画等の準備（組織委員会等が行うものを除く。）

③ 萌芽研究

ア) 対 象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、**独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究、例えば、新しい研究分野の展開につながるような成果が生まれること、又はその契機となることが期待される研究計画**

イ) 応募総額 500万円以下

ウ) 研究期間 1～3年間

④ 若手研究（A・B）

ア) 対 象 **平成17年4月1日現在で37歳以下の研究者（昭和42年4月2日以降に生まれた者）が一人で行う研究計画**であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

イ) 応募総額 応募総額により次の2種類に区分

区 分	応 募 総 額
若手研究（A）	500万円以上 3,000万円以下
若手研究（B）	500万円以下

ウ) 研究期間 2～3年間

2 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次の①～④のすべての要件を満たすことです。また、応募時点においてこれら4つの要件をすべて満たしていることが所属する研究機関(注)において確認されていることが必要です。

<研究者に係る要件>

- ① 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属すること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）

<研究機関に係る要件>

- ③ 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ④ 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

注. 科学研究費補助金取扱規程（文部科学省告示）第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

<不正な使用等に伴う応募資格の停止>

科研費に関する不正な使用を行い、補助金の全部又は一部を返還した研究者等については、以下のとおり、一定期間、補助金を交付しないこととしています。

(1) 不正な使用等を行った研究者

- ・ 他の用途への使用を行っていない場合には、補助金を返還した年度の翌年度及び翌々年度
- ・ 他の用途への使用を行っていた場合には、補助金を返還した年度の翌年度から程度に応じて2～5年

(2) 不正な使用等を行った研究者と共同して研究を行っていた研究代表者及び研究分担者（平成16年度の補助金から適用）

不正な使用を行った研究者が、他の用途への使用を行っていたか否かにかかわらず、補助金を返還した年度の翌1年度（新規の研究課題のみ対象）

※ 科研費以外の文部科学省の予算に係る研究費で不正な使用等を行い、一定期間当該研究費の交付対象から除外される研究者についても、上記の取り扱いとなります。

(2) 応募する研究者（研究代表者）

科研費への応募は、応募資格を有する者が研究代表者（3 研究組織(1)参照）となつて行うものとします。

(3) 複数の研究機関に所属する研究者

複数の研究機関において応募資格を有する場合には、それぞれの研究機関から応募することができます。なお、その際には重複応募の取り扱い（9頁参照）に注意してください。

3 研究組織

(1) 研究代表者

- ① **研究代表者**は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して**すべての責任を持つ研究者**のことをいいます。
なお、研究期間中に応募資格の喪失、外国出張その他の理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。
- ② 研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者（下記(2) 参照）及び研究協力者（下記(3)参照）とともに**研究組織**を構成することができます。
- ③ 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合は「**研究分担者承諾書（他機関用）**」を、同じ研究機関に所属する者の場合は「**研究分担者承諾書（同一機関用）**」を必ず徴し、保管しておかなければなりません。

(2) 研究分担者

- ① **研究分担者**は、補助事業者であり、研究代表者と共同して研究計画の遂行に中心的役割を果たすとともに、その遂行について責任を持つ研究者で、**応募資格を有する者**でなければなりません。
なお、研究期間中に応募資格の喪失、外国出張その他の理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。
- ② 研究分担者は、研究代表者と同じ研究機関に所属する者であるか否かを問いません。

(3) 研究協力者

研究協力者は、研究代表者及び研究分担者以外の者で研究計画に随時参加し、その研究への協力をする者のことをいいます。
(例：独立行政法人日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、応募資格を有しない企業の研究者 等)

4 経費

(1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象とします。

なお、直接経費のうち「旅費」、「謝金等」、「その他」の対象となる経費については、74頁（補助条件2－1）を参考にしてください。

（注）研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「謝金等」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

(2) 対象とならない経費

研究計画の遂行に必要な経費であっても、次の経費は対象となりません。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）

- ② 机、いす、複写機等、研究機関で通常備えるべき物品を購入するための経費
- ③ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他、間接経費(注)を使用することが適切な経費

(注) 間接経費は、研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(直接経費(配分額)の30%に相当する額)であり、研究代表者が所属する研究機関が使用するものです。

今回、公募を行う研究種目のうち「基盤研究(S)」、「基盤研究(A)」及び「若手研究(A)」には間接経費が措置されますが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

(3) 研究分担者に配分する分担金

研究代表者は、異なる研究機関に所属する者を研究分担者として加える研究であって、**当該研究分担者に補助金の一部(分担金)を配分しないと研究遂行上大きな支障がある場合には、**分担金を配分することができます。

5 公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ① 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- ② 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ③ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)
- ④ 業として行う受託研究
- ⑤ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が**10万円未満**の研究計画

6 審査希望分野の選定

(1) 「基盤研究」(審査区分「海外学術調査」を除く)、「萌芽研究」及び「若手研究」に応募する場合

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査希望分野を示す分類表である「**平成17年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表**」(以下「細目表」という。16～17頁参照)から**適切な細目を1つ必ず選定**してください。(すべての細目に、その内容を理解し易くするためにキーワードを付しています。20～35頁参照。)

「時限付き分科細目」について(「基盤研究(C)」(審査区分「一般」)における特例)

学術研究の動向に柔軟に対応するため、設定期間を限って流動的に運用する「**時限付き分科細目**」(18～19頁参照)を「細目表」の別表として設けています。「基盤研究(C)」(審査区分「一般」)についてのみ、この「時限付き分科細目表」から審査希望分野として1分野を選定できます。なお、分野の設定期間にかかわらず、研究期間は2～4年間となります。

(2) 「基盤研究」(審査区分「海外学術調査」)に応募する場合

応募に際しては、次の12分野のうち、**審査を希望する分野を1つ必ず選定**するとともに、「細目表」より、最も関連が深いと思われる**細目を1つ必ず選定**してください。

	審査希望分野	
人文社会科学	① 人文学A	(地理学、地域研究、人文地理学、文化人類学)
	② 人文学B	(哲学、文学、言語学等 人文学Aに該当しないもの)
	③ 社会科学A	(法学、政治学、経済学、経営学)
	④ 社会科学B	(社会学、心理学、教育学等 社会科学Aに該当しないもの)
理工	⑤ 数物系科学A	(地球惑星科学)
	⑥ 数物系科学B	(数学、物理学等 数物系科学Aに該当しないもの)
	⑦ 化学	
	⑧ 工学	
生物	⑨ 生物学	
	⑩ 農学	
	⑪ 医歯薬学A	(薬学、基礎医学、境界医学、社会医学)
	⑫ 医歯薬学B	(臨床医学、歯学、看護学等 医歯薬学Aに該当しないもの)

7 平成17年度に継続が内約されている研究課題の取り扱い

- (1) 平成17年度に継続が内約されている研究課題（継続研究課題）については、応募書類の提出は必要ありません。(なお、補助金の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。)
- (2) ただし、**研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類を提出しなければなりません。**
 この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、継続の内約そのものを取り消すことがあります。
- (3) 継続研究課題の**増額応募については、原則として認めません。**
 また、**継続研究課題を辞退して新しい研究課題を応募することは認めません。**

8 重複応募の取り扱い（重複応募の制限）

- (1) 一人の研究者が同一の研究種目（審査区分）に研究代表者として応募できる研究課題数は、「研究計画最終年度前年度の応募」（下記(8)参照）の場合を除き、新規応募研究課題、継続研究課題を問わず1課題です。
 また、異なる研究種目（審査区分）にそれぞれ応募する場合でも、下記(3)のとおり重複応募を制限している場合があります。
- (2) 多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくなることがないようにしてください。
- (3) **研究種目ごとの制限**
 各研究種目（審査区分）にそれぞれ応募する場合における制限は次のとおりです。
 なお、これらの制限について整理すると別表1「**重複応募の制限一覧表**」（15頁参照）のとおりとなります。

① 基盤研究（S）に応募する場合の制限

ア 他の研究種目の継続研究課題を有する者に係る制限

- a) 「特別推進研究」（「特別推進研究（COE）」を含む。）及び「学術創成研究費」の研究代表者については、研究代表者・研究分担者を問わず本研究種目に応募することを認めません。
- b) 「基盤研究（A・B・C）」、「若手研究」の研究代表者については、研究代表者として本研究種目に応募することを認めません。

イ 他の研究種目でも新規に応募する者に係る制限

- a) 「基盤研究（B・C）」、「若手研究」に研究代表者として新規に応募する研究者については、研究代表者として本研究種目に応募することを認めません。
「基盤研究（A）」に研究代表者として新規に応募する研究者については、研究代表者として本研究種目に重複して応募することを妨げませんが、本研究種目で採択された場合には、「基盤研究（A）」の研究課題は採択されません。
- b) 「特別推進研究」及び「学術創成研究費」に研究代表者として新規に応募する研究者については、研究代表者・研究分担者を問わず、本研究種目に重複して応募することを妨げませんが、「特別推進研究」及び「学術創成研究費」で採択された場合には、本研究種目で採択された研究課題を廃止又は研究分担者を辞退しなければなりません。

なお、廃止する当該継続研究課題が、①平成17年度が最終年度であり、かつ、②平成15年度以前に採択された研究課題である場合には、研究代表者は、当該研究課題の研究成果報告書等を平成18年6月20日～30日までの間に提出しなければなりません。研究代表者は、当該研究課題の研究成果報告書等を作成するための経費を「特別推進研究」及び「学術創成研究費」の研究課題に含めて応募してください。

② 基盤研究（A・B・C）に応募する場合の制限

本研究種目に研究代表者として応募できる研究課題数は、新規応募研究課題、継続研究課題を問わず審査区分ごとに1課題までに限りです。

ただし、審査区分「海外学術調査」に研究代表者として応募する場合は、原則として審査区分「一般」に研究代表者で応募することを認めません。（明らかに研究目的や研究計画・方法が異なる2つの研究をそれぞれ同一年度内に行う必要がある場合は除きます。）

ア 他の研究種目の継続研究課題を有する者に係る制限

- a) 「特別推進研究」（「特別推進研究（COE）」を除く。）の研究代表者については、研究代表者・研究分担者を問わず本研究種目に応募することを認めません。
- b) 「学術創成研究費」の研究代表者については、研究代表者として本研究種目に応募することを認めません。
- c) 「基盤研究（S）」の研究代表者については、研究代表者として本研究種目に応募することを認めません。

- d)「萌芽研究」の研究代表者については、研究代表者として「**基盤研究（C）**」（審査区分「**一般**」）に応募することを認めません。
- e)「若手研究」の研究代表者については、研究代表者として本研究種目（審査区分「**一般**」及び「**海外学術調査**」）に応募することを認めません。

イ 他の研究種目でも新規に応募する者に係る制限

- a)「**特別推進研究**」に研究代表者として新規に応募する研究者については、研究代表者・研究分担者を問わず、本研究種目に重複して応募することを妨げませんが、「特別推進研究」で採択された場合には、本研究種目で採択された研究課題を廃止又は研究分担者を辞退しなければなりません。

なお、廃止する当該継続研究課題が、①**平成17年度が最終年度であり、かつ、②平成15年度以前に採択された研究課題である場合**には、研究代表者は、当該研究課題の研究成果報告書等を平成18年6月20日～30日までの間に提出しなければなりません。研究代表者は、当該研究課題の研究成果報告書等を作成するための経費を「特別推進研究」の研究課題に含めて応募してください。

- b)「**学術創成研究費**」に研究代表者として新規に応募する研究者については、研究代表者・研究分担者を問わず、本研究種目に重複して応募することを妨げませんが、「学術創成研究費」で採択された場合には、研究代表者として本研究種目で採択された研究課題を廃止しなければなりません。

なお、廃止する当該継続研究課題が、①**平成17年度が最終年度であり、かつ、②平成15年度以前に採択された研究課題である場合**には、研究代表者は、当該研究課題の研究成果報告書等を平成18年6月20日～30日までの間に提出しなければなりません。研究代表者は、当該研究課題の研究成果報告書等を作成するための経費を「学術創成研究費」の研究課題に含めて応募してください。

- c)「**基盤研究（S）**」に研究代表者として新規に応募する研究者については、研究代表者として「**基盤研究（B・C）**」に応募することを認めません。

なお、「**基盤研究（A）**」に研究代表者として新規に応募することは妨げませんが、「**基盤研究（S）**」で採択された場合には「**基盤研究（A）**」の研究課題は採択されません。

- d)「**萌芽研究**」に研究代表者として新規に応募する研究者については、研究代表者として「**基盤研究（C）**」（審査区分「**一般**」）に応募することを認めません。
- e)「**若手研究**」に研究代表者として新規に応募する研究者については、研究代表者として本研究種目（審査区分「**一般**」及び「**海外学術調査**」）に応募することを認めません。

③ 萌芽研究に応募する場合の制限

ア 他の研究種目の継続研究課題を有する者に係る制限

- a)「**特別推進研究**」（「特別推進研究（COE）」を除く。）の研究代表者については、研究代表者・研究分担者を問わず本研究種目に応募することを認めません。
- b)「**基盤研究（C）**」（審査区分「**一般**」）及び「**若手研究（B）**」の研究代表者については、研究代表者として本研究種目に応募することを認めません。

イ 他の研究種目でも新規に応募する者に係る制限

- a) 「特別推進研究」の研究代表者として新規に応募する研究者については、研究代表者・研究分担者を問わず、本研究種目に重複して応募することを妨げませんが、「特別推進研究」で採択された場合には、本研究種目で採択された研究課題を廃止又は研究分担者を辞退しなければなりません。
- b) 「基盤研究（C）」（審査区分「一般」）又は「若手研究（B）」に研究代表者として新規に応募する研究者については、研究代表者として本研究種目に応募することを認めません。

④ 若手研究に応募する場合の制限

ア 他の研究種目の継続研究課題を有する者に係る制限

- a) 「特別推進研究」（「特別推進研究（COE）」を除く。）及び「学術創成研究費」の研究代表者については、本研究種目に応募することを認めません。
- b) 「基盤研究（S）」又は「基盤研究（A・B・C）」（審査区分「一般」又は「海外学術調査」）の研究代表者については、本研究種目に応募することを認めません。
- c) 「萌芽研究」の研究代表者については、「若手研究（B）」に応募することを認めません。

イ 他の研究種目でも新規に応募する者に係る制限

- a) 「特別推進研究」及び「学術創成研究費」の研究代表者として新規に応募する研究者については、本研究種目に重複して応募することを妨げませんが、「特別推進研究」及び「学術創成研究費」で採択された場合には、本研究種目で採択された研究課題を廃止しなければなりません。
- b) 「基盤研究（S）」又は「基盤研究（A・B・C）」（審査区分「一般」又は「海外学術調査」）に研究代表者として新規に応募する研究者については、本研究種目に応募することを認めません。
- c) 「萌芽研究」に研究代表者として新規に応募する研究者については、新規・継続を問わず「若手研究（B）」に応募することを認めません。

(4) 重複応募の制限に係る取り扱い

重複応募の制限に係る取り扱いは、次の3つです。

- A 双方の応募研究課題とも審査に付されない。（別表1の「×」に該当する場合）
- B ルールで定められた一方の応募研究課題が審査に付されない。（別表1の「△」に該当する場合）
- C 双方の応募研究課題とも審査に付されるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施する。（別表1の「□」に該当する場合）

- (5) 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が、それぞれの研究機関から応募する場合であっても、重複応募の制限は、当該研究者（研究代表者又は研究分担者）に着目して適用されます。
- (6) 「基盤研究」、「萌芽研究」及び「若手研究」の研究代表者及び研究分担者の応募資格を有する者は、「奨励研究」(注)に応募することはできません。
(注)「奨励研究」とは、教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が一人で行う研究を対象としています。（公募は、例年、補助金を交付する年度の前年度の11月頃に独立行政法人日本学術振興会が行います。）
- (7) 独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」は、今回公募する研究種目には応募することはできません。

(8) 重複応募の制限の特例（研究計画最終年度前年度の応募）

- ① 「特別推進研究（「特別推進研究（COE）」は除く。）又は基盤研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のもので、平成17年度が研究期間の最終年度に当たる研究課題（継続研究課題）の研究代表者」が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望する場合には、「**研究計画最終年度前年度の応募**」として応募することができます。
なお、1つの継続研究課題を基に、この特例により新たに応募できる課題数は、1課題に限ります。
- ② 研究計画最終年度前年度の応募により、新たに応募することができる研究種目は、「**特別推進研究**」、「**基盤研究（S）**」又は「**基盤研究（A・B・C）**」（審査区分「**一般**」又は「**海外学術調査**」）です。
- ③ 研究計画最終年度前年度の応募による新規応募研究課題と、その基となる継続研究課題との間においては重複応募の制限は適用されません。
ただし、これらの課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む）との間においては、重複応募の制限が適用されます。
- ④ 当該新規応募研究課題が採択された場合には、その基となった継続研究課題に係る平成17年度の補助金は交付されませんが、研究代表者は、当該継続研究課題の研究成果報告書等を平成18年6月20日～30日までの間に提出しなければなりません。研究成果報告書等を作成するための経費は、当該新規応募研究課題に含めて応募してください。

9 関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、補助金の交付を取り消すことがあります。

10 緊急の研究等の取り扱い

応募書類の提出時には予想できなかった研究（突発的に発生した災害に関する研究など）であり、かつ、平成17年度に実施しなければならない緊急の研究（早急に研究を開始しないと対象が滅失してしまう研究など）であって、極めて重要なものが発生した場合には、文部科学省研究振興局学術研究助成課（電話03-6734-4095）に、研究機関を通じて連絡・相談してください。

重 複 応 募 の 制 限 一 覧 表

他に応募する 研究課題（B） ＜継続研究課題を 含む＞ 新規に応募する 研究課題（A）			特別推進研究				基盤研究 S				基盤研究 A								基盤研究 B								基盤研究 C								萌芽研究				若手研究 A		若手研究 B		学術創成研究費			
			特別推進研究			(COE)					一般				海外学術調査				一般				海外学術調査				一般				企画調査				新規		継続		新規		継続		新規		継続	
			新規	継続	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続									
			代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者	代表者	分担者										
基盤研究 S	新規	代表者	□	△	△		×	△	□	△	□	△	×	△	×	△	×	△	×									×	△	×	△	□		△												
		分担者	□	△	△																										□		△													
基盤研究 A	一般	新規	代表者	□	△			□	△	×	△	※	※	×	△	※	※	×	△									×	△	×	△	□		△												
		分担者	□	△																																										
	海外学術調査	新規	代表者	□	△			□	△	※	※	×	△	※	※	×	△	※	※									×	△	×	△	□		△												
		分担者	□	△																																										
基盤研究 B	一般	新規	代表者	□	△			×	△	×	△	※	※	×	△	※	※	×	△									×	△	×	△	□		△												
		分担者	□	△																																										
	海外学術調査	新規	代表者	□	△			×	△	※	※	×	△	※	※	×	△	※	※									×	△	×	△	□		△												
		分担者	□	△																																										
基盤研究 C	一般	新規	代表者	□	△			×	△	×	△	※	※	×	△	※	※	×	△			×	△				×	△	×	△	□		△													
		分担者	□	△																																										
	企画調査	新規	代表者	□	△			×	△												×										□		△													
		分担者	□	△																																										
萌芽研究			新規	代表者	□	△													×	△			×	△					×	△																
				分担者	□	△																																								
若手研究 A			新規	代表者	□	△			×	△	×	△	×	△	×	△	×	△									×	△	×	△	□		△													
若手研究 B			新規	代表者	□	△			×	△	×	△	×	△	×	△	×	△					×	△			×	△	×	△	□		△													

表の見方： A欄の研究種目の研究課題を新規に1課題応募しようとする者が、更にB欄の研究種目にも1課題（継続課題を含む）応募しようとする場合における、当該2課題の研究課題の取扱い。

空白：双方の応募課題とも審査に付される ×：双方の応募課題とも審査に付されない △：A欄の研究種目の応募課題が審査に付されない

□：双方の応募課題とも審査に付されるが、双方採択となった場合には、ルールで定められた一方の応募課題の研究のみ実施する

※：原則として重複応募は認めない（明らかに異なる2つの研究を同年度内に行う必要がある場合を除く。）

(注) 「基盤研究」、「萌芽研究」及び「若手研究」と、「特定領域研究」との間では重複応募の制限はありません。

別表2 系・分野・分科・細目表

(1) 平成17年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考	系	分野	分科	細目名	細目番号	
総合・新領域系	総合領域	情報学	情報学基礎	1001		人文社会科学系	人文学	哲学	哲学・倫理学	2801	
			ソフトウェア	1002					中国哲学	2802	
			計算機システム・ネットワーク	1003	A B				印度哲学・仏教学	2803	
			メディア情報学・データベース	1004	A B				宗教学	2804	
			知能情報学	1005					思想史	2805	
			知覚情報処理・知能ロボティクス	1006	A B				美学・美術史	2806	
			感性情報学・ソフトコンピューティング	1007	A B			文学		日本文学	2901
			情報図書館学・人文社会情報学	1008	A B					ヨーロッパ語系文学	2902
			認知科学	1009						各国文学・文学論	2903
			統計科学	1010				言語学		言語学	3001
			生体生命情報学	1011	A B					日本語学	3002
		神経科学	神経科学一般	神経科学一般	1101		A B			英語学	3003
				神経解剖学・神経病理学	1102		A B	日本語教育	3004		
				神経化学・神経薬理学	1103			外国語教育	3005		
				神経・筋肉生理学	1104		A B	史学		史学一般	3101
		実験動物学	実験動物学	実験動物学	1201					日本史	3102
				医用生体工学・生体材料学	1301		A B			東洋史	3103
				医用システム	1302			西洋史	3104		
		人間医工学	人間医工学	リハビリテーション科学・福祉工学	1303		A B	考古学	3105		
				身体教育学	1401		A B	文化人類学		文化人類学	3201
				スポーツ科学	1402		A B			文化人類学・民俗学	3301
		健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学	応用健康科学	1403		A B	法学		基礎法学	3401
				生活科学一般	1501		A B			公法学	3402
				食生活学	1502		A B			国際法学	3403
		生活科学	生活科学	科学教育	1601					社会法学	3404
				教育工学	1602					刑事法学	3405
				科学社会学・科学技術史	1701					民法法学	3406
		文化財科学	文化財科学	文化財科学	1801			政治学		新領域法学	3407
				地理学	1901					政治学	3501
				環境動態解析	2001		A B			国際関係論	3502
		環境学	環境学	環境影響評価・環境政策	2002		A B	経済学		理論経済学	3601
				放射線・化学物質影響科学	2003		A B			経済学説・経済思想	3602
				環境技術・環境材料	2004		A B			経済統計学	3603
	ナノ・マイクロ科学			ナノ・マイクロ科学	ナノ構造科学	2101	A B			応用経済学	3604
	ナノ材料・ナノバイオサイエンス	2102	A B		経済政策	3605					
	マイクロ・ナノデバイス	2103	A B		財政学・金融論	3606					
	社会・安全システム科学	社会・安全システム科学	社会システム工学・安全システム	2201	A B	経済史	3607				
			自然災害科学	2202	A B	経営学		経営学	3701		
	ゲノム科学	ゲノム科学	基礎ゲノム科学	2301	A B			商学	3702		
			応用ゲノム科学	2302	A B			会計学	3703		
	生物分子科学	生物分子科学	2401		社会学		社会学	3801			
	資源保全学	資源保全学	2501	A B			社会福祉学	3802			
	地域研究	地域研究	2601				社会心理学	3901			
	複合新領域	複合新領域	ジェンダー	2701		心理学		教育心理学	3902		
								臨床心理学	3903		
								実験心理学	3904		
								教育学	4001		
								教育社会学	4002		
								教科教育学	4003		
						特別支援教育	4004				

「総合・新領域系」の備考欄において、A、Bと表示のある26細目は、キーワードにより2分割されたグループ毎に第1段審査を行うので、これらの細目に応募する場合には、「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧（総合・新領域系）（20～24頁参照）により、必ず、A又はBを選択し、応募すること。

系	分野	分科	細目名	細目番号
理工系	数物系科学	数学	代数学	4101
			幾何学	4102
			数学一般(含確率論・統計数学)	4103
			基礎解析学	4104
			大域解析学	4105
		天文学	天文学	4201
			素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理	4301
		物理学	物性Ⅰ	4302
			物性Ⅱ	4303
			数理物理・物性基礎	4304
			原子・分子・量子エレクトロニクス・プラズマ	4305
			生物物理・化学物理	4306
		地球惑星科学	固体地球惑星物理学	4401
			気象・海洋物理・陸水学	4402
			超高層物理学	4403
			地質学	4404
			層位・古生物学	4405
	化学	基礎化学	岩石・鉱物・鉱床学	4406
			地球宇宙化学	4407
			プラズマ科学	4501
			物理化学	4601
			有機化学	4602
		複合化学	無機化学	4603
			分析化学	4701
			合成化学	4702
			高分子化学	4703
			機能物質化学	4704
		材料化学	環境関連化学	4705
			生体関連化学	4706
			機能材料・デバイス	4801
			有機工業材料	4802
			無機工業材料	4803
	工学	応用物理学・工学基礎	高分子・繊維材料	4804
			応用物性・結晶工学	4901
			薄膜・表面界面物性	4902
			応用光学・量子光工学	4903
			応用物理学一般	4904
		機械工学	工学基礎	4905
			機械材料・材料力学	5001
			生産工学・加工学	5002
			設計工学・機械機能要素・トライボロジー	5003
			流体工学	5004
		電気電子工学	熱工学	5005
			機械力学・制御	5006
			知能機械学・機械システム	5007
			電力工学・電気機器工学	5101
			電子・電気材料工学	5102
	土木工学	土木工学	電子デバイス・電子機器	5103
			通信・ネットワーク工学	5104
			システム工学	5105
			計測工学	5106
			制御工学	5107
		建築学	土木材料・施工・建設マネジメント	5201
			構造工学・地震工学・維持管理工学	5202
			地盤工学	5203
			水工水理学	5204
			交通工学・国土計画	5205
		材料工学	土木環境システム	5206
			建築構造・材料	5301
			建築環境・設備	5302
			都市計画・建築計画	5303
			建築史・意匠	5304
	プロセス工学	プロセス工学	金属材料	5401
			無機材料・物性	5402
			複合材料・物性	5403
			構造・機能材料	5404
			材料加工・処理	5405
		総合工学	金属生産工学	5406
			化工物性・移動操作・単位操作	5501
			反応工学・プロセスシステム	5502
			触媒・資源化学プロセス	5503
			生物機能・バイオプロセス	5504
	生物系	基礎生物学	航空宇宙工学	5601
			船舶海洋工学	5602
			地球・資源システム工学	5603
			リサイクル工学	5604
			核融合学	5605
		生物科学	原子力学	5606
			エネルギー学	5607
			遺伝・ゲノム動態	5701
			生態・環境	5702
			植物生理・分子	5703
	人類学	基礎生物学	形態・構造	5704
			動物生理・行動	5705
			生物多様性・分類	5706
			構造生物化学	5801
			機能生物化学	5802
		生物科学	生物物理学	5803
			分子生物学	5804
			細胞生物学	5805
			発生生物学	5806
			進化生物学	5807

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考
生物系	農学	農学	育種学	6001	
			作物学・雑草学	6002	
			園芸学・造園学	6003	
			植物病理学	6004	
			応用昆虫学	6005	
		農芸化学	植物栄養学・土壌学	6101	
			応用微生物学	6102	
			応用生物化学	6103	
			生物生産化学・生物有機化学	6104	
			食品科学	6105	
		林学	林学・森林工学	6201	
			林産科学・木質工学	6202	
		水産学	水産学一般	6301	
			水産化学	6302	
		農業経済学	農業経済学	6401	
			農業土木学・農村計画学	6501	
		農業工学	農業環境工学	6502	
			農業情報工学	6503	
			畜産学・草地学	6601	
		畜産学・獣医学	応用動物科学	6602	
			基礎獣医学・基礎畜産学	6603	
			応用獣医学	6604	
		境界農学	臨床獣医学	6605	
			環境農学	6701	
	医歯薬学	薬学	応用分子細胞生物学	6702	
			化学系薬学	6801	
			物理系薬学	6802	
			生物系薬学	6803	
			創薬化学	6804	
		基礎医学	環境系薬学	6805	
			医療系薬学	6806	
			解剖学一般(含組織学・発生学)	6901	※
			生化学一般	6902	
			環境生理学(含体力医学・栄養生理学)	6903	
		境界医学	薬理学一般	6904	
			医化学一般	6905	
			病態医学	6906	
			人類遺伝学	6907	
			人体病理学	6908	
		社会医学	実験病理学	6909	
			寄生虫学(含衛生動物学)	6910	
			細菌学(含真菌学)	6911	
			ウイルス学	6912	
			免疫学	6913	
		内科系臨床医学	医療社会学	7001	
			応用薬理学	7002	
			病態検査学	7003	
			衛生学	7101	
			公衆衛生学・健康科学	7102	
		外科系臨床医学	法医学	7103	
			内科学一般(含心身医学)	7201	※
			消化器内科学	7202	※
			循環器内科学	7203	※
			呼吸器内科学	7204	※
		歯学	腎臓内科学	7205	※
			神経内科学	7206	※
			代謝学	7207	※
			内分泌学	7208	※
			血液内科学	7209	※
		看護学	膠原病・アレルギー・感染症内科学	7210	※
			小児科学	7211	※
			小児・新生児医学	7212	※
			皮膚科学	7213	※
			精神神経科学	7214	※
		看 護 学	放射線科学	7215	※
			外科学一般	7301	※
			消化器外科学	7302	※
			胸部外科学	7303	※
			脳神経外科学	7304	※
		歯学	整形外科学	7305	※
			麻酔・蘇生学	7306	※
			泌尿器科学	7307	※
			産婦人科学	7308	※
			耳鼻咽喉科学	7309	※
		看 護 学	眼科学	7310	※
			小児外科学	7311	※
			形成外科学	7312	※
			救急医学	7313	※
			形態系基礎歯科学	7401	※
			機能系基礎歯科学	7402	※
			病態科学系歯学・歯科放射線学	7403	※
			保存治療系歯学	7404	※
			補綴理工系歯学	7405	※
		看 護 学	外科系歯学	7406	※
			矯正・小児系歯学	7407	※
			歯周治療系歯学	7408	※
			社会系歯学	7409	※
			基礎看護学	7501	※
			臨床看護学	7502	※
			地域・老年看護学	7503	※

「生物系」の備考欄において、※が付してある11細目は、基礎研究(C)のうち審査区分「一般」については、キーワードにより2分割されたグループ毎に第1段階審査を行うので、基礎研究(C)のうち審査区分「一般」で、これらの細目に応募する場合には、「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧(生物系)(31～35頁参照)により、必ず、1又は2を選択し、応募すること。

(2) 平成17年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表の別表

○時限付き分科細目表

分 野	内 容	細目番号	設定期間
表 象 芸 術	図像学やデザイン学、ポスター、映画、ビデオといった従来の美学が扱わなかったような分野に限らず、舞踏、演劇や伝統芸能、さまざまなパフォーマンス等の身体芸術、造形としての陶芸やオブジェ芸術、デザイン工学も含め、表象芸術と呼ぶものの発達は近年著しく、今後もより一層展開してゆくであろう。 表象芸術という分野は、今後さらに発展する可能性を持っており、かつ人々に与える影響の大きさを考えるとき、この分野の研究を推進することが重要である。 この分野はこれまで「美学」に含められていたが、「美学」とは独立した細目を立てることによって、この分野の展開を図る。	9005	平成15年度 ～ 平成17年度
都 市	都市には地球人口の70%以上が住んでいる。人間諸活動の空間的な場としての「都市」が、今日までどのような歴史を歩み、今後どのように変容して行くか、またどのように変容しなければならぬか、そして固有の諸条件に従いながら、如何に既存都市を変容させ、各々の固有の諸条件に合った新しい都市を形成してゆくべきか、そして都市においてどのように人間諸活動を営むべきかについて、多面的な研究の展開を期待する。	9011	
「総合的な学習」 のカリキュラム開発	平成10年に告示された学習指導要領において創設された小学校3学年から高等学校までの「総合的な学習の時間」は、各教科とは独立して設定されており、学習指導要領には教科の場合のような目標・内容等は示されていない。各学校が創意工夫をこらして企画・実践をすることが求められている。このため、既存の「教科教育学」の細目では扱いにくい面がある。したがって、独立に細目を設定することにより、学習指導要領が例示しているような、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童・生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題にかかわる学習のためのカリキュラム開発についての実践的・臨床的研究が期待される。	9012	
人 工 感 覚	高齢化社会への進展に伴い、立位や平衡などの体位感覚や五感に障害をもつ高齢者が増えつつある。また、若年者においても事故や病気が原因でそれらの感覚に障害を持つ人も多数存在する。一方、一般人の豊かな生活を支える科学技術分野、産業応用分野などにも、人工感覚の必要性が高まっている。 近年の電子・情報技術、特にセンシング技術や信号処理技術は大きく発展しており、高性能な味覚センサ、臭いセンサ、応力・歪センサなどが登場しつつあり、人工センサの理論的研究並びにシステム化技術が必要になっている。 感覚機能を人工的に補いクオリティライフの向上を図るため、電子情報技術と医療技術の融合を目的として、人工センサの理論的・応用的研究の発展を期待する。	9013	平成16年度 ～ 平成17年度
食 の 安 全	近時、必ずしも安全ではない食料がグローバルに流通するようになった。国民に安寧な生活を保障するために、食に関連したリスクを管理し、評価する研究と食料の安全性についての正確かつ強力な科学的根拠を提供することが求められている。食料が農場から食卓、更には体内にまで至る流通経路・代謝過程の中で、人体に危害をもたらす可能性のある要因を科学的に解析し、その危害の予防法や排除技術の開発に資する科学的根拠を構築することを目指した研究が望まれる。 健康被害をもたらす病原体、内因性及び外因性有害物質の検出とそれらによる危害阻止に資する技術やシステムの開発、病原生物の安全性評価、病原生物の薬剤抵抗性・感受性の評価、内因性及び外來性物質の安全性評価、安全性評価手法の開発、食品の取扱法・輸送法・貯蔵法に関する研究を行うとともに、食源性プリオン病治療予防に資するために、モデル系を利用したプリオンの異常プリオンへの転換過程の解明等を期待する。	9014	
睡 眠 学	睡眠研究の進展は顕著であるが、まだ不明の領域も多く、睡眠機構や睡眠の生理学的意義の真の解明は今後の課題となっている。また、不眠、過眠等の睡眠障害に悩む多くの患者を生むと同時に睡眠障害による社会問題も発生している。そこで、本領域では睡眠を司る神経生理学的基盤の解明、睡眠制御の分子基盤の解明を推進して睡眠の基本的理解に迫る。また、睡眠異常に関する臨床的研究、薬物の睡眠への影響、薬理作用等についても研究し、睡眠障害の克服を目指す。これらの研究領域が相互に関連する細目として「睡眠学」という共通の分科細目を独立して設定することにより、睡眠に関する総合的な研究の展開を図る。	9015	
臨 床 疫 学	わが国の分子生物学的手法を用いたDOR (Disease Oriented Research) は近年著しく発展した。しかしながら、同時にヒトを対象としたPOR (Patient Oriented Research) は、欧米と比較して立ち遅れている。 臨床疫学研究は、このPORの根幹をなすものであり、医学研究を患者及び患者診断に立脚した医学の原点に立ち戻らせる研究の流れである。 複数の治療選択肢の中から、自分に最適な治療を望む患者にとって、生命予後や客観的な事実(アウトカム)を用いた科学的証拠(エビデンス)だけでは充分ではない。むしろ、慢性疾患により制限される日常生活機能や社会生活機能なども重要な関心事であり、実際の診療選択においては、これらの事実も視野に入れた科学的証拠が求められる。臨床疫学研究は、従来の疫学研究では用いられなかった患者に立脚した事実を積極的に活用することが特徴であり、効率的な診断・治療方法の選択に際して科学的な根拠を与えるものである。	9016	

分 野	内 容	細目番号	設定期間
ア レ ル ギ ー	今や国民の3割近くが何らかのアレルギー疾患に悩まされていると言われ、大きな社会問題となっている。「アレルギー」のキーワードは、内科系臨床医学の「膠原病・アレルギー・感染症内科学」等にみられるが、臨床的観点からアレルギー疾患を研究するという側面が強く、必ずしも基礎免疫学的なアプローチでアレルギー病態の解析がなされているとはいえない。一方、基礎医学の細目「免疫学」は非常に広範囲な免疫研究をカバーしており、アレルギー研究の採択は非常に少ない。このような現状を鑑みて、臨床アレルギー学、基礎免疫学の枠を越えて、薬学、獣医学、生物学など広い分野の研究者の緊密な連帯を促し、アレルギーの病態の解明を目指す。	9017	平成16年度 ～ 平成17年度
廃 棄 物 シ ス テ ム	廃棄物処理・循環システムは、人間の営みに不可欠であり、法システム、社会システム、人間の行動様式の分析等の人文社会系研究分野と、技術的システム開発等の理工系・生物系研究分野が関わる研究課題である。例えば、廃棄物問題の解決には技術的制御と経済的制御に加え、行動科学や社会心理学などからのアプローチが不可欠である。分野に分かれた個別の研究ではなく、異なる分野の研究者が有機的に結びついた、連携・横断型の総合的な取り組みにより、実社会に適用可能な成果を期待する。	9018	平成17年度 ～ 平成18年度
社会開発と文化	発展途上国における開発の現場は、過去20年間に大きな変貌を遂げた。経済成長、治安維持等を第一義とする現地自生的な社会開発の理念は後退し、国際協調に基づき、現地の状況に即応した開発モデルとその実践が現在試みられている。この傾向は、武力紛争や大災害後の緊急支援活動（＝迅速性・柔軟性）、国際的経済協調を背景とする地域開発計画（＝グローカル性）、ジェンダーや持続的開発に配慮した地域住民志向の小規模社会開発（＝文化的感受性）という3つの領域でとりわけて顕著である。 欧米ではこの分野に関する応用開発人類学の強い伝統があるのに対し、我が国の研究は、先駆的で萌芽的な諸研究がさまざまな分野で生まれているとはいえ、いまだ端緒についたばかりである。開発および開発に対する国際協力の社会・文化的側面の研究、開発に伴う地域伝統・危機言語・少数言語の保護と変容に関する研究、「社会正義」など開発の価値と倫理に関する研究、国際協力における文化人類学の実践的成果利用に関する研究などの研究を奨励し、交流と統合を促進することが望まれる。	9019	
人 材 育 成 と 技 術 者 倫 理	科学技術の分野に参入する若い優秀な人材を確保し、独創的な技術を創出する人材の育成が重要な課題となっている。また、科学技術の高度な発展により、従来は考えられなかったような事故が頻発するとともに、技術者倫理の未確立や技術者倫理教育の未浸透等を原因として、技術者倫理に反するような行為が目立つようになり、技術者・技能者の高度な倫理観の確立が必要になっている。すなわち、国民の間で拡がっている技術の安全に関する危機の念を払拭するための抜本的方策が必要である。 国際的には技術者資格の取得・更新には継続教育が必須条件とされ、その中でも技術者倫理の重要性が認識されており、技術者・技能者の能力開発とその方法、継続教育（CPD）の方法、事故および技術的失敗例の分析とその防止策、技術者倫理に関する事例分析と教育、技術・技能および伝統意識の継承などの研究を進める。	9020	
極 限 環 境 生 物 学	極限環境、すなわち超高温・超低温、超高压、強酸・強アルカリ、高塩濃度、乾燥、強γ線照射下など、極めて特殊な条件下でも生存し増殖する生物（極限環境生物）が多数存在することが知られている。 約38億年前に誕生した原始生命はアーケア・ユーカリアの起源となる生物とバクテリアの起源となる生物に分かれ、独立に進化した。特に好熱性アーケア・ユーカリアの起源に相当する微生物が、地球の様々な極限環境に適応しながら生存圏を広げていき、アーケアとなり、また一方で好気呼吸機能を獲得したバクテリアの共生を受け原始真核生物（ユーカリア）へと進化した可能性が高い。極限環境下の生命誕生、真核生物への進化、および極限環境に対する適応戦略を、細胞生物学、分子生物学、生態学、生理学等の様々な視点から研究することによって、生物の進化や環境適応機構といった生物学における重要課題に対する知見が蓄積できる。さらに、当分野の研究によって得られる知見は、極限生物が生成する種々の酵素をはじめバイオテクノロジーの様々な分野で応用され、今後も多方面へ発展することが期待される。	9021	

（注1）この表は、本表と併せて基盤研究（C）（審査区分「一般」）についてのみ適用されるものです。

（注2）設定期間は公募を行う年度です。設定期間にかかわらず2～4年間の研究課題を対象とします。

別表3 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧

総合・新領域系

この系の、「A」、「B」に2分割している26細目については、すべての研究種目において（海外学術調査を除く。）、示されたキーワードにより2分割されたグループ毎に第1段審査を行うので、これらの細目に応募する場合には、必ず、キーワードにより、「A」又は「B」を選択し応募すること。

分野	分科	細目名	キーワード	細目番号
総合領域	情報学	情報学基礎	計算理論、言語理論、プログラム理論、計算量理論、アルゴリズム理論、暗号系、情報数理論、数理論理学、離散構造	1001
		ソフトウェア	アルゴリズム、データ構造、プログラム言語、コンパイラ、オペレーティングシステム、ソフトウェア工学、ソフトウェアエージェント	1002
		計算機システム・ネットワーク	A [計算機システム] 計算機アーキテクチャ、ハードウェア設計、設計自動化、並列計算機、データベースマシン、情報機器	1003
			B [情報ネットワーク] 分散システム、情報ネットワーク、情報通信システム、セキュアネットワーク、ネットワークコンピューティング、ネットワークエージェント、安全性・信頼性	
		メディア情報学・データベース	A [データベース・メディア・情報システム] データベース、コンテンツ、マルチメディア情報処理、情報システム、WWW、モバイルシステム、情報検索、グラフィックス、可視化情報学、芸術情報	1004
			B [ユーザインターフェイス] ヒューマンインターフェイス、ユーザモデル、グループウェア、バーチャルリアリティ、ウェアラブル機器	
		知能情報学	探索・論理・推論アルゴリズム、学習と発見、知識ベース・知識システム、人工知能アーキテクチャ、知能情報処理、自然言語処理、知識発見とデータマイニング	1005
		知覚情報処理・知能ロボティクス	A [知覚情報処理] パターン認識、画像情報処理、音声情報処理、コンピュータビジョン、情報センシング、センサ融合・統合、センシングデバイス・システム	1006
			B [知能ロボティクス] 知能ロボット、行動環境認識、モーションプランニング、感覚行動システム、自律システム、デジタルヒューマンモデル、アニメーション、実世界情報処理、物理エージェント、インテリジェントルーム	
		感性情報学・ソフトコンピューティング	A [感性情報学] 感性原理、感性情報処理、感性素材計測・評価、感性官能計測・評価、感性社会学、感性デザイン、感性データベース	1007
			B [ソフトコンピューティング] ニューラルネットワーク、遺伝アルゴリズム、ファジイ理論、カオス、フラクタル、複雑系、確率的情報処理	
		情報図書館学・人文社会情報学	A [情報図書館学] 図書館学、情報図書館学、図書館情報システム	1008
			B [人文社会情報学] 文学情報システム、歴史情報システム、情報社会学、社会情報システム、法情報学、法律情報システム、情報経済学、経営情報システム、教育情報システム	
		認知科学	認知心理学、比較認知心理学、認知哲学、心の理論、感情とその計算機モデル、社会認知科学、脳認知科学、認知言語学、行為と行動の相互作用	1009
		統計科学	調査・実験計画、多変量解析、時系列解析、分類・パターン認識、統計的推測、計算機集約的統計、統計的予測・制御、モデル選択、工業統計、医薬生物統計、行動計量分析、数理ファイナンス、データマイニング、空間・環境統計、統計システム、統計教育	1010

総合・新領域系

分野	分科	細目	キーワード		細目番号
(総合領域)	(情報学)	生体生命情報学	A	〔生物情報科学〕 バイオインフォマティクス、ゲノム情報処理、プロテオーム情報処理、コンピュータシミュレーション、システム生物学	1011
			B	〔生命体システム情報学〕 生体情報、ニューロインフォマティクス、脳型情報処理、人工生命システム、生命分子計算、DNAコンピュータ	
	神経科学	神経科学一般	分子・細胞神経科学、発生・発達・再生神経科学、神経情報処理、認知神経科学、神経内分泌学、行動神経科学、非侵襲的脳活動計測、計算論的神経科学、神経心理学、言語神経科学		1101
		神経解剖学・神経病理学	A	〔神経解剖学〕 神経伝導学、神経回路網、神経組織学、分子神経生物学、神経微細形態学、神経組織細胞化学、神経発生・分化・異常、神経再生・神経可塑性、神経実験形態学、脳画像解剖学	1102
			B	〔神経病理学〕 神経細胞病理学、分子神経病理学、神経変性疾患、脳発達障害、老化性痴呆疾患、脳循環障害、脳代謝性疾患、中毒性疾患、脳腫瘍、脊髄疾患、筋・末梢神経疾患	
		神経化学・神経薬理学	分子・細胞・神経生物学、神経系の発達と老化、神経伝達物質と受容体、細胞内情報伝達、精神・神経疾患の病態と治療、神経損傷の再生・修復、神経機能の可塑性、中枢・末梢神経薬理学		1103
		神経・筋肉生理学	A	〔神経生理学〕 ニューロン・シナプス機能、感覚系神経生理学、運動系神経生理学、自律神経生理学、高次神経機能	1104
			B	〔筋肉生理学〕 骨格筋生理学、心筋生理学、平滑筋生理学	
	実験動物学	実験動物学	環境・施設、感染症、凍結保存、安全性、病態モデル、育種遺伝、発生工学、動物実験倫理、動物実験技術		1201
	人間医工学	医用生体工学・生体材料学	A	〔医用生体工学〕 医用・生体画像、生体システム、生体情報・計測、バイオメカニクス、人工臓器工学、生体物性、生体制御、医用光・熱工学、医用マイクロ・ナノマシン、フィジオーム	1301
			B	〔生体材料学〕 医用材料、歯用材料、生体機能材料、細胞・組織工学、生体適合材料、インテリジェント材料、バイオコンジュゲイト、再生医工学材料、薬物伝達システム	
		医用システム	超音波医科学、検査・診断システム、低侵襲治療システム、遠隔治療システム、臓器保存・治療システム、医療情報システム、コンピュータ外科学、医用ロボット		1302
		リハビリテーション科学・福祉工学	A	〔リハビリテーション科学〕 リハビリテーション医学、障害学、運動療法学、物理療法学、作業療法学、言語聴覚療法学、医療社会福祉学、人工感覚器	1303
			B	〔福祉工学〕 健康・福祉工学、生活支援技術、介護支援技術、社会参加、バリアフリー	
	健康・スポーツ科学	身体教育学	A	〔身体の仕組みと発達メカニズム〕 教育生理学、身体システム学、生体情報解析、脳高次機能学、身体発育発達学、感覚と運動発達学	1401
			B	〔心身の教育と文化〕 感性の教育、身体環境論、運動指導論、体育科教育、フィットネス、身体運動文化論、身体性哲学、死生観の教育、身体心理学、情動の科学、野外教育、舞踏教育、女子教育、成年・老年期の体育、武道論、運動適応生命科学	

総合・新領域系

分野	分科	細目	キーワード		細目番号
(総合領域)	(健康・スポーツ科学)	スポーツ科学	A	〔スポーツ科学〕 スポーツ哲学、スポーツ史、スポーツ心理学、スポーツ経営学、スポーツ教育学、トレーニング科学、スポーツ工学とバイオメカニクス、コーチング・トレーニング、スポーツ・タレント、障害者スポーツ、スポーツ社会学、スポーツ環境学、スポーツ文化人類学	1402
			B	〔スポーツ医学〕 スポーツ生理学、スポーツ生化学、スポーツ栄養学、エネルギー代謝と活性酸素、運動とトレーニングの分子機構、スポーツ障害、ドーピング	
		応用健康科学	A	〔健康教育〕 健康教育、ヘルスプロモーション、安全推進・安全教育、保健科教育、ストレスマネジメント、喫煙・薬物乱用防止教育	1403
			B	〔健康推進活動〕 保健健康管理、保健健康情報、生活習慣病、栄養指導、運動処方と運動療法、心身の健康、加齢・老化、レジャー・レクリエーション	
	生活科学	生活科学一般	A	〔家政一般、衣・住生活、家政教育〕 生活情報化、衣生活、衣環境、住生活、住環境、生活財、生活造形、家政・家庭科教育、生活素材、生活文化	1501
			B	〔生活経営、家庭・家族関係〕 家庭経済と家庭経営、消費購買活動、家族関係、ライフスタイル、高齢者生活、介護、保育と福祉	
		食生活学	A	〔食品と調理〕 調理と加工、食品と貯蔵、食嗜好と評価、食素材、調理と機能性成分、フードサービス、食文化、テクスチャー、食品と咀嚼性	1502
			B	〔食生活と健康〕 健康と食生活、食と栄養、食教育、食習慣、食行動、食情報、特殊栄養食品、食と環境、食事計画、家族と食生活、食生活の評価、フードマネージメント	
	科学教育・教育工学	科学教育	自然科学教育（数学、理科、物理・化学・生物・地学、情報）、実験・観察、科学教育カリキュラム、環境教育、産業教育、技術教育、工学教育、科学高等教育、科学技術教育史、科学的社会認識、科学と社会、科学技術政策		1601
		教育工学	カリキュラム・教授法開発、教材情報システム、授業学習支援システム、マルチメディアと教育、分散協調教育システム、遠隔教育、e-ラーニング、コンピュータ・リテラシー、メディア教育、ヒューマン・インターフェイス、学校建築・設備		1602
	科学社会学・科学技術史	科学社会学・科学技術史	科学社会学、生命倫理、科学技術史、医学史、土木技術史、産業考古学、科学基礎論・技術論、サイエンススタディーズ		1701
	文化財科学	文化財科学	年代測定、古環境、材質分析、製作技法、産地同定、保存科学、遺跡探査、文化財、動植物遺体・人骨		1801
	地理学	地理学	土地利用・景観、人間環境システム、地域間関係論、地域計画、数理計量地理学、地域区分・地誌・地理教育、地理学史・方法論、地理学一般、地形、気候、水文、自然地域・環境システム、地図、地理情報システム、リモートセンシング		1901
複合新領域	環境学	環境動態解析	環境変動、物質循環、環境計測、環境モデル、環境情報、地球温暖化、地球規模水循環変動、極域環境監視、化学海洋、生物海洋		2001
		環境影響評価・環境政策	A	〔環境影響評価〕 陸圏・水圏・大気圏影響評価、生態系影響評価、影響評価手法、健康影響評価、次世代環境影響評価、極域の人間活動	2002
			B	〔環境政策〕 環境理念、環境経済、環境マネジメント、環境活動、環境と社会、合意形成	

総合・新領域系

分野	分科	細目	キーワード		細目番号
(複合新領域)	(環境学)	放射線・化学物質影響科学	A	〔放射線影響科学〕 放射線生物影響、放射線作用機構、環境放射線、電離放射線障害、放射線疫学、次世代放射線影響、防護	2003
			B	〔化学物質影響科学〕 トキシコロジー、人体有害物質、微量化学物質汚染評価、内分泌かく乱物質	
		環境技術・環境材料	A	〔環境技術〕 環境保全技術、環境修復技術、省資源技術、省エネルギー技術、リサイクル技術、環境負荷低減技術	2004
			B	〔環境材料〕 循環再生材料設計、循環再生加工、循環材料生産システム、人間生活環境、グリーンケミストリー	
	ナノ・マイクロ科学	ナノ構造科学	A	〔化学系〕 ナノ構造化学、クラスター・微粒子、ナノ反応場、単分子操作	2101
			B	〔物理系〕 ナノ構造物性、メゾスコピック物理、ナノプローブ、量子情報、ナノトライボロジー	
		ナノ材料・ナノバイオサイエンス	A	〔ナノ材料〕 ナノ材料創製、ナノ材料解析、ナノ材料評価、ナノ表面界面、ナノ多機能材料、ナノ計測、ナノ構造形成・制御	2102
			B	〔ナノバイオサイエンス〕 DNAデバイス、ナノカプセル、分子マニピュレーション、タンパク質チップ、1分子生理・生化学、1分子生体情報学、1分子科学一般、1分子ナノ計測	
		マイクロ・ナノデバイス	A	〔マイクロデバイス・マイクロマシン〕 MEMS、マイクロファブリケーション、マイクロ光デバイス、マイクロ化学システム、マイクロメカニクス	2103
			B	〔ナノデバイス〕 ナノデバイス造形、ナノ制御、分子デバイス、単量子デバイス、ナノマシン	
	社会・安全システム科学	社会システム工学・安全システム	A	〔社会システム工学〕 社会工学、社会システム、政策科学、開発計画、経営工学、経営システム、OR、品質管理、インダストリアルエンジニアリング、モデリング、ロジスティックス、マーケティング、ファイナンス	2201
			B	〔安全システム〕 安全システム、安全工学、危機管理、都市・社会防災、火災・事故、安全情報・環境整備、社会の防災力（避難、パニック、情報伝達、ハザードマップ）	
		自然災害科学	A	〔地震・火山防災〕 地震動、液化化、活断層、津波、火山噴火、火山噴出物・土石流、地震災害、火山災害、被害予想・分析・対策、建造物防災	2202
			B	〔自然災害〕 気象災害、水災害、地盤災害、土砂流、渇水、雪氷災害、自然災害予測・分析・対策、ライフライン防災、地域防災計画・政策、復旧・復興工学、災害リスク評価	
	ゲノム科学	基礎ゲノム科学	A	〔基礎ゲノム生物学〕 動物ゲノム、植物ゲノム、微生物ゲノム、オルガネラゲノム、ゲノム多様性、ゲノム構造、ゲノム発現、ゲノム進化・再編、ゲノム機能、システムゲノム、ゲノムネットワーク、ゲノム調節	2301
			B	〔基礎ゲノム情報科学〕 バイオインフォマティクス	

総合・新領域系

分野	分科	細目	キーワード	細目番号
(複合新領域)	(ゲノム科学)	応用ゲノム科学	A [応用ゲノム生物学] 産業動物ゲノム、産業植物ゲノム、産業微生物ゲノム、ゲノム資源、機能ゲノミクス、ゲノム工学、染色体工学、オルガネラ工学、構造ゲノミクス、プロテオーム、プロファイリング、翻訳後修飾、プロテオーム構造機能解析	2302
			B [応用ゲノム情報科学] ゲノムデータベース、バイオインフォマティクス、機能予測、分子設計、ゲノム創薬	
	生物分子科学	生物分子科学	天然物有機化学、二次代謝産物、生物活性物質、生体高分子、化学修飾、生体機能関連物質、活性発現の分子機構、構造活性相関、生合成、生物活性分子の設計・合成、コンビナトリアル化学、機器分析、化学生態学、プロテオミクス	2401
	資源保全学	資源保全学	A [生物保全学] 保全生物、生物多様性保全、系統生物保全、生物遺伝子資源保全、細胞保全、生体組織保全、微生物保全、種子保全、配偶子保全	2501
			B [物質保全学] 特殊化学物質保全、特殊薬品保全、環境標準物質保全、純粋金属保全	
	地域研究	地域研究	ヨーロッパ、南北アメリカ、東アジア、東南アジア、南アジア、中央アジア、西アジア、アフリカ（含アフリカ史）、オセアニア（含オセアニア史）、世界、地域間比較研究、地域協力、空間経済学	2601
	ジェンダー	ジェンダー	ジェンダー、性別役割、性差、女性学・男性学、思想、比較文化、身体性、表現、社会政策、法・政治、経済・労働、科学・技術、人間開発、人間発達、医療・生命科学	2701

人文社会系

分野	分科	細目	キーワード	細目番号
人文学	哲学	哲学・倫理学	哲学原論・各論、倫理学原論・各論、西洋哲学、西洋倫理学、日本哲学、日本倫理学、比較哲学	2801
		中国哲学	中国哲学、中国仏教、道教	2802
		印度哲学・仏教学	印度哲学、仏教学全般	2803
		宗教学	宗教学、宗教史、宗教社会学、宗教人類学、宗教民俗学、宗教心理学、宗教哲学、比較宗教学、宗教現象学、宗教と医療	2804
		思想史	社会思想史、日本思想史、比較思想史	2805
		美学・美術史	美学、美術史、芸術諸学	2806
	文学	日本文学	日本文学、古代文学、中世文学、近世文学、近代文学、漢文学	2901
		ヨーロッパ語系文学	英米文学、仏文学、独文学、ロシア東欧文学、南欧文学、ラテンアメリカ文学、その他ヨーロッパ語系各国文学、ヨーロッパ語系文献学、西洋古典学	2902
		各国文学・文学論	中国文学、アフリカ文学、東南アジア文学、その他の各国文学、文献学、文学論、比較文学	2903

人 文 社 会 系

分 野	分 科	細 目	キーワード	細目番号
(人文学)	言語学	言語学	音声学、音韻論、文字論、統語論、形態論、辞書論、意味論、語用論、談話研究、社会言語学、心理言語学、言語の生物学的基盤、歴史言語学、仏語学、独語学、中国語学、その他の語学	3001
		日本語学	国語学、音声、音韻、文字、文法、語彙、意味、文章、文体、方言、言語生活、日本語史	3002
		英語学	英語学、音声、音韻、文字、文法、語彙、語形成、意味、文体、英語史、英語の多様性、英語学史	3003
		日本語教育	日本語教育制度、教師論、教授法、学習理論、教材・教具論、母語教育、第二言語教育、対照言語研究、コミュニケーション教育、異文化コミュニケーション、日本事情、日本語教育史	3004
		外国語教育	外国語教育制度、教育論、教育内容、教授法・学習理論、第二言語習得理論、教材・教具論、外国語教育史、異文化コミュニケーション、英語教育	3005
	史学	史学一般	世界史、文化交流史、比較歴史学、比較文明論、史料学	3101
		日本史	古代史、中世史、近世史、近・現代史	3102
		東洋史	朝鮮史、中国史、東南アジア史、南アジア史、西アジア史、内陸アジア史	3103
		西洋史	西欧史、東欧史、南欧史、北欧史、南北アメリカ史	3104
		考古学	考古学、先史学	3105
	人文地理学	人文地理学	環境適応、空間行動、立地、分布パターン、土地利用、産業配置、集落、生活様式、景観、地域性、地域区分、地域構造・地域システム、地域政策、地誌、絵図・地図、地理情報システム	3201
	文化人類学	文化人類学・民俗学	文化人類学、民俗学、民族学、社会人類学、比較民俗学、物質文化研究、先史・歴史研究、芸能・芸術研究、宗教儀礼研究、開発研究、ジェンダー研究、医療研究、人口・移住研究、少数者研究、生活・生態研究	3301
社会科学	法学	基礎法学	法哲学・法理学、ローマ法、法制史、法社会学、比較法、外国法、法政策学、法と経済	3401
		公法学	憲法、行政法、租税法、国法学、立法学、憲法訴訟、比較憲法、憲法史、行政組織法、行政手続法、行政救済法、国際税法、裁判法	3402
		国際法学	国際公法、国際私法、国際人権法、国際機構法、国際経済法	3403
		社会法学	労働法、経済法、社会保障法、教育法	3404
		刑事法学	刑法、刑事訴訟法、犯罪学、刑事政策、少年法	3405
		民事法学	民法、商法、民事訴訟法、法人、企業組織法、金融法、証券法、保険法、国際取引法、倒産法、紛争処理法制、民事執行法	3406
		新領域法学	環境法、医事法、情報法、知的財産法、EU法、法とジェンダー、法学教育・法曹論	3407
	政治学	政治学	政治理論、政治思想史、政治史、日本政治分析、政治過程論、選挙研究、行政学、比較政治	3501
		国際関係論	国際理論、外交史・国際関係史、対外政策論、安全保障論、国際政治経済、国際レジューム論、国際統合論、国際協力論、国際交流論、トランスナショナル・イシュー、グローバル・イシュー	3502
	経済学	理論経済学	ミクロ経済学、マクロ経済学、経済理論、経済制度	3601
		経済学説・経済思想	経済学説、経済学史、経済思想、経済思想史、社会思想、社会思想史	3602
		経済統計学	統計制度、統計調査、統計史、統計学説史、人口統計、所得・資産分布、国民経済計算、計量経済学	3603

人 文 社 会 系

分 野	分 科	細 目	キーワード	細目番号
(社会科学)	(経済学)	応用経済学	国際経済学、労働経済学、産業論、産業組織論、都市経済学、環境経済学、医療経済学、地域経済学	3604
		経済政策	経済政策、経済事情、日本経済、社会保障、経済体制、経済発展、政策シミュレーション	3605
		財政学・金融論	財政学、公共経済学、金融論、ファイナンス	3606
		経済史	経済史、経営史	3607
	経営学	経営学	企業経営、経営管理、事業組織、経営財務、経営情報	3701
		商学	マーケティング、消費者行動、流通、商業、保険	3702
		会計学	財務会計、管理会計、会計監査、簿記、国際会計	3703
	社会学	社会学	社会学理論・学説史、社会学研究法・社会調査法・数理社会学、社会構造・変動論、社会集団・組織論、階級・階層・社会移動、家族・地域社会・村落・都市・産業・労働・文化・社会意識、社会的コミュニケーション・社会情報・性・世代・社会問題・社会運動、差別問題、環境社会学、国際社会・エスニシティ	3801
		社会福祉学	社会福祉論、社会福祉史、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、貧困問題、社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、福祉ボランティア、福祉NPO、社会福祉教育・実習、地域福祉、介護福祉、国際社会福祉、女性福祉	3802
	心理学	社会心理学	自己過程、社会的認知・感情・態度・信念、社会的相互作用・対人関係、対人コミュニケーション、集団・リーダーシップ、集合現象、産業・組織・文化、社会問題、環境問題、メディア・電子ネットワーク、人事、作業、消費者問題	3901
		教育心理学	生涯発達、母子関係、発達障害、パーソナリティ、学習過程、教授法、学級集団・経営、教育評価、教育相談、カウンセリング、学生相談	3902
		臨床心理学	心理的障害、犯罪・非行、心理アセスメント、心理療法、心理学的介入、心理検査、セルフコントロール、心理面接過程、事例研究、セルフヘルプグループ、セラピスト論、地域援助、健康開発、心理リハビリテーション、健康心理学	3903
		実験心理学	生理、感覚・知覚、注意・意識、学習・行動分析、記憶、思考、言語、動機づけ、情動、行動、データ解析法	3904
	教育学	教育学	教育理論、教育思想、教育史、カリキュラム論、学習指導論、学力論、教育方法、教育評価、教育行政、学校経営、学校教育、就学前教育、生涯教育、社会教育、家庭教育	4001
		教育社会学	教育社会学、教育経済学、教育人類学、教育政策、比較教育、人材開発・開発教育、学校組織・学校文化、教師・生徒文化、青少年問題・少年非行、教育問題、学力問題、多文化教育、ジェンダーと教育、教育調査法	4002
		教科教育学	カリキュラム構成・開発、教材開発、各教科の教育（国語、算数・数学、理科、社会、地理・歴史、公民、生活、音楽、図画工作・美術工芸、家庭、技術）、教科外教育（総合的学習、道徳、特別活動）、専門教科の教育（工業、商業、農業、水産、看護）、生活指導・生徒指導、進路指導	4003
		特別支援教育	特殊教育、障害者教育、学習困難、学習障害、情緒障害、行動障害、乳幼児虐待、養育放棄、子育て支援、学童保育、学校不適応、教育相談・カウンセリング	4004

理 工 系

分 野	分 科	細 目	キーワード	細目番号
数物系科学	数 学	代数学	数論、代数幾何、群論、環論、代数一般	4101
		幾何学	微分幾何、複素多様体、位相幾何、複素解析幾何、微分トポロジ	4102
		数学一般（含確率論・統計数学）	数学基礎論、確率論、統計数学、応用数学、組合せ論、情報数理、離散数学、数値数学、数理モデル	4103
		基礎解析学	複素解析、実解析、関数方程式、関数解析、確率解析、代数解析	4104
		大域解析学	関数方程式の大域理論、変分法、非線形現象、多様体上の解析、力学系、作用素環、可積分系	4105
	天文学	天文学	光学赤外線天文学、電波天文学、太陽物理学、位置天文学、理論天文学、X線γ線天文学	4201
	物理学	素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理	素粒子物理、核物理、宇宙線、加速器、粒子測定技術、宇宙物理、相対論・重力波	4301
		物性I	半導体、メゾスコピック系・局在、光物性、表面・界面、結晶成長、誘電体、格子欠陥、X線・粒子線、フォノン物性	4302
		物性II	磁性、磁気共鳴、強相関系、高温超伝導、金属、超低温・超伝導、量子液体・固体、分子性固体・有機導体	4303
		数理物理・物性基礎	統計物理学、物性基礎論、数理物理、可積分系、非平衡・非線形物理学、応用数学、力学、流体物理、不規則系、計算物理学	4304
		原子・分子・量子エレクトロニクス・プラズマ	原子・分子、量子エレクトロニクス、量子情報、放射線、プラズマ、ビーム物理、放電	4305
		生物物理・化学物理	高分子・液晶、化学物理、生物物理、ソフトマターの物理	4306
	地球惑星科学	固体地球惑星物理学	地震現象、火山現象、地殻変動・海底変動、地磁気、重力、観測手法、テクトニクス、内部構造、内部変動・物性、月・衛星・小惑星、惑星形成・進化、地震災害・予測	4401
		気象・海洋物理・陸水学	気象、海洋物理、陸域水循環・物質循環、水収支、地球環境システム、地球流体力学、気候、惑星大気	4402
		超高層物理学	太陽地球システム、惑星間空間、地球惑星磁気圏、地球惑星電離圏、地球惑星上層大気、宇宙プラズマ、地磁気変動、プラズマ波動	4403
		地質学	地層、地殻、環境地質、テクトニクス、地質時代、地球史、応用地質、惑星地質学、第四紀学	4404
		層位・古生物学	層序、古環境、化石、系統・進化・多様性、古生態、古生物地理、機能形態、古海洋	4405
		岩石・鉱物・鉱床学	地球惑星物質、地球惑星進化、地殻・マントル・核、マグマ、天然・人工結晶、元素分別濃集過程、鉱物資源、メタロジェニー	4406
		地球宇宙化学	元素分布、同位体、物質循環、地殻・マントル化学、隕石化学、大気圏・水圏・生物圏化学	4407
	プラズマ科学	プラズマ科学	プラズマ基礎、プラズマ応用、プラズマ計測、プラズマ物理、放電、反応性プラズマ、宇宙・天体プラズマ、核燃焼プラズマ、プラズマ化学	4501
化学	基礎化学	物理化学	分子構造、結晶構造、電子状態、分子動力学、化学反応、溶液、分子分光、励起分子素過程、電気化学、放射線化学、電子・エネルギー移動、表面・界面	4601
		有機化学	構造有機化学、反応有機化学、合成有機化学、有機元素化学、有機光化学、物理有機化学、理論有機化学	4602

理 工 系

分 野	分 科	細 目	キーワード	細目番号
（化学）	（基礎化学）	無機化学	金属錯体化学、有機金属化学、無機固体化学、溶液化学、核・放射化学、クラスター、低次元化合物、層間化合物、元素集積体、超分子	4603
		複合化学	試料処理、化学分析、生物学的分析、核利用分析、分離分析、化学センサー、チップ分析、クロマトグラフィー、機器分析、表面分析、組織解析、状態分析、環境分析、生体分析、分析値評価	4701
	複合化学	合成化学	選択的合成・反応、有機金属触媒、ファインケミカルズ、不斉合成、触媒設計・反応、環境調和型反応、反応場、自動合成、生物的合成手法、コンビナトリアル手法	4702
		高分子化学	高分子合成、重合、高分子反応・分解、不斉重合、重合触媒、高分子構造、高分子物性、機能性高分子化学、生体関連高分子、高分子薄膜・表面、高分子錯体、環境関連高分子	4703
		機能物質化学	光物性、電気・磁気的性質、分子素子、センサー、分子認識、超分子、液晶・結晶、膜・集合体、表面・界面、電気分解、機能触媒	4704
		環境関連化学	グリーンケミストリー、リサイクル化学、低環境負荷物質、生分解性物質、高原子効率反応、高機能触媒、微量環境物質評価、反応媒体、安全化学、マイクロ化学手法	4705
		生体関連化学	核酸・蛋白質・糖化学、酵素化学、受容体化学、生体認識・機能化学、生体系類似化学、ポストゲノム創薬、生体機能材料、生物有機化学、生物無機化学、生体関連高分子化学、天然物有機化学、バイオテクノロジー	4706
	材料化学	機能材料・デバイス	液晶材料・素子、有機EL素子、有機半導体デバイス、光学材料・素子、有機電子材料・素子、導電機能素子、電気・磁気デバイス、電池、コンデンサー	4801
		有機工業材料	界面活性剤、染料・顔料、色材、選択的反応、新規官能基、レジスト	4802
		無機工業材料	結晶・多結晶材料、ガラス、セメント、微粉体、層状・層間化合物、イオン交換体、無機合成、光触媒、電気化学、多孔体、焼結体、ハイブリッド材料	4803
		高分子・繊維材料	高分子材料物性、高分子材料合成、繊維材料、ゴム材料、ゲル、高分子機能材料、天然・生体高分子材料、ブレンド・複合材料、高分子・繊維加工、高分子計算・設計	4804
工学	応用物理学・工学基礎	応用物性・結晶工学	金属、半導体、磁性体、超伝導体、非晶質、結晶成長、エピタキシャル成長、結晶評価、微粒子、有機分子、液晶、バイオエレクトロニクス、新機能材料、ヘテロ構造、光物性、誘電体、セラミックス	4901
		薄膜・表面界面物性	薄膜、表面、界面、プラズマプロセス、真空、ビーム応用、走査プローブ顕微鏡、電子顕微鏡	4902
		応用光学・量子光学	光、光学素子・装置・材料、画像・光情報処理、視覚工学、レーザ、光エレクトロニクス、微小光学、光計測、光記録、光プロセッシング、光制御	4903
		応用物理学一般	力、熱、音、振動、電磁気、物理計測・制御、標準、トライボロジー、センサー、マイクロマシン、エネルギー変換、プラズマ、放射線、加速器、原子炉	4904
		工学基礎	数理工学（数理的解析・計画・設計）、物理数学、計算力学、シミュレーション工学	4905
	機械工学	機械材料・材料力学	材料設計・プロセス・物性・評価、連続体力学、構造力学、損傷力学、破壊、疲労、環境強度、信頼性設計、生体力学	5001
		生産工学・加工学	生産モデリング、生産システム、生産管理、工程設計、工作機械、成形加工、切削・研削加工、特殊加工、超精密加工、ナノ・マイクロ加工、精密位置決め・加工計測	5002
		設計工学・機械機能要素・トライボロジー	設計工学、形状モデリング、CAD、創造工学、機構学、機械要素、機能要素、故障診断、安全・安心設計、ライフサイクル設計、トライボロジー	5003

理 工 系

分 野	分 科	細 目	キーワード	細目番号
(工学)	(機械工学)	流体工学	数値流体力学、圧縮・非圧縮流、乱流、混相流、反応流、非ニュートン流、分子流体力学、バイオ流体力学、環境流体力学、音響、流体機械、油空圧機器	5004
		熱工学	熱力学、熱物性、熱・物質移動、燃焼、温熱制御、熱機関、冷凍・空調、エネルギー利用	5005
		機械力学・制御	運動力学、動的設計、振動学、振動解析・試験、制御機器、運動制御、振動制御、機械計測、耐震・免震設計、交通機械制御、音響情報・制御、音響エネルギー	5006
		知能機械学・機械システム	ロボティクス、メカトロニクス、マイクロメカトロニクス、バイオメカニクス、ソフトメカニクス、精密・情報機器、精密機械システム、人間機械システム、情報システム	5007
	電気電子工学	電力工学・電気機器工学	電気エネルギー工学（発生・変換・貯蔵、省エネルギーなど）、電力系統工学、電気機器、パワーエレクトロニクス、電気有効利用、電気・電磁環境、照明	5101
		電子・電気材料工学	電気・電子材料（半導体、誘電体、磁性体、超誘電体、有機物、絶縁体、超伝導体など）、薄膜・量子構造、厚膜、作成・評価技術	5102
		電子デバイス・電子機器	電子デバイス・集積回路、回路設計・CAD、光デバイス・集積化、マイクロ波・ミリ波、波動利用工学、バイオデバイス、記憶・記録、表示、センシング、微細プロセス技術、インターコネクト・パッケージのシステム化・応用	5103
		通信・ネットワーク工学	電子回路網、非線形理論・回路、情報理論、信号処理、通信方式（無線、有線、衛星、光、移動）、変復調、符号化、プロトコル、アンテナ、中継・交換、ネットワーク・LAN、マルチメディア、暗号・セキュリティ	5104
		システム工学	システム情報（知識）処理、社会システム工学、経営システム工学、環境システム工学、生産システム工学、バイオシステム工学	5105
		計測工学	計測理論、センシングデバイス、計測機器、計測システム、信号処理、センシング情報処理	5106
		制御工学	制御理論、システム理論、知識型制御、制御機器、制御システム、複雑系	5107
	土木工学	土木材料・施工・建設マネジメント	木材、鋼材、コンクリート、瀝青材料、複合材料、施工管理、プロジェクトマネジメント、社会基盤マネジメント、建設経営、建設CALS、公共調達	5201
		構造工学・地震工学・維持管理工学	設計論、鋼構造、コンクリート構造、複合構造、荷重、振動、風工学、計測、応用力学、地震動、耐震構造、地震防災、維持管理工学	5202
		地盤工学	土質力学、岩盤力学、動土質、基礎、土構造物、トンネル、斜面、施行、地盤環境	5203
		水工水理学	水理学、流体力学、水文学、河川、海岸、海洋	5204
		交通工学・国土計画	土木計画学、地域都市計画、資源・環境・防災計画、交通現象分析、交通計画、交通工学、道路工学、鉄道工学、測量、リモートセンシング、土木史、景観、土木デザイン	5205
		土木環境システム	水資源、エネルギー施設、都市環境システム、上下水道、廃棄物管理、水質	5206
	建築学	建築構造・材料	荷重論、構造解析、構造設計、コンクリート構造、鋼構造、基礎構造、構造材料、建築工法、保全技術、地震防災、構造制御	5301
		建築環境・設備	音・振動環境、光環境、熱環境、空気環境、環境設備計画、空調、給排水、火災工学、都市環境、環境設計	5302
		都市計画・建築計画	計画論、設計論、住宅論、都市・地域計画、行政・制度、建築経済、防災計画、生産管理、景観計画	5303
		建築史・意匠	建築史、都市史、環境形成史、建築論、意匠、様式、景観	5304

理 工 系

分 野	分 科	細 目	キーワード	細目番号
(工学)	材料工学	金属物性	電子・磁気物性、半導体物性、熱物性、光物性、力学物性、超伝導、薄膜物性、ナノ物性、計算材料物性、表面・界面・粒界物性、微粒子・クラスター、準結晶、照射損傷、原子・電子構造、格子欠陥、拡散・相変態・状態図	5401
		無機材料・物性	結晶構造・組織制御、力学・電子・電磁・光・熱物性、表面・界面物性、高温特性、粒界特性、機能性セラミックス、機能性ガラス、構造用セラミックス、カーボン材料、誘電体	5402
		複合材料・物性	有機・無機繊維、マトリックス材、複合効果、分散強化、長繊維強化、FRM、FRP、FRC、傾斜機能、複合粒子、複合延性、複合破壊、複合変形応力、界面破壊、反応焼結	5403
		構造・機能材料	強度・靱性・破壊・疲労・クリープ・応力腐食割れ・超塑性・磨耗、ナノ構造、磁性材料、電子・情報材料、水素吸蔵材料、燃料電池材料、熱・エネルギー材料、センサー材料、極低温材料、耐震・耐環境材料、生体・福祉材料、高温材料、アモルファス材料、インテリジェント材料、新機能材料	5404
		材料加工・処理	表面・界面制御、腐食防食、塑性加工、粉末冶金、熱処理、接合、結晶制御、ナノプロセス、微細加工、プラズマ処理・レーザー加工、溶射・コーティング、メッキ、非破壊検査、薄膜プロセス、非平衡プロセス、メカニカルアロイング、精密造形プロセス、電極触媒、補修・延命処理	5405
		金属生産工学	反応・分離、素材精製、融体・凝固、鑄造、結晶育成、組織制御、高純度化、各種製造プロセス、省エネプロセス、極限環境場プロセス、エコマテリアル化、資源分離、廃棄物処理、材料循環プロセス、リサイクル、安全材料工学	5406
	プロセス工学	化工物性・移動操作・単位操作	平衡・輸送物性、流動・伝熱・物質移動操作、蒸留、抽出、吸収、吸着、イオン交換、膜分離、異相分離、超高度分離、攪拌・混合操作、粉粒体操作、晶析操作、薄膜・微粒子形成操作、高分子成形加工操作	5501
		反応工学・プロセスシステム	気・液・固・超臨界流体反応操作、新規反応場、反応速度、反応機構、反応装置、材料合成プロセス、重合プロセス、計測、センサー、プロセス制御、プロセスシステム設計、プロセス情報処理、プロセス運転・設備管理	5502
		触媒・資源化学プロセス	触媒反応、触媒調製化学、触媒機能解析、エネルギー変換プロセス、化石燃料有効利用技術、資源・エネルギー有効利用技術、省資源・省エネルギー技術、燃焼技術	5503
		生物機能・バイオプロセス	生体触媒工学、生物機能工学、食品工学、医用化学工学、バイオ生産プロセス、バイオリアクター、バイオセンサー、バイオセパレーション	5504
	総合工学	航空宇宙工学	航空宇宙流体・構造・航法・制御・推進、航空宇宙システム・設計、宇宙利用	5601
		船舶海洋工学	船舶性能・構造・建造・艤装・計画・設計、船用機関・燃料、船舶生産システム、海上輸送システム、海洋流体工学、構造力学、海洋環境、海洋資源、海洋探査・機器、海中・海底工学、極地工学	5602
		地球・資源システム工学	応用地質、地殻工学、リモートセンシング、地球計測、地球システム、資源探査、資源開発、資源評価、資源処理、廃棄物地下保存・処分、地層汚染修復、深地層開発、素材資源、自然エネルギー、資源経済	5603
		リサイクル工学	廃棄物発生抑制、再使用、再生利用、再資源化、有価物回収、固固分離、素材クリーニング、適正処分の技術とシステム、製品LCA、環境配慮設計、グリーンプロダクション、ゼロエミッション	5604
		核融合学	磁場核融合、慣性核融合、プラズマ閉込め・安定性、低放射化材料、燃料・ブランケット、電磁・マグネット、核融合システム工学、安全・生物影響	5605
		原子力学	放射線理工学、加速器・ビーム工学、同位体理工学、炉物理・核データ、燃料・材料・化学、熱流動・構造、原子力計測、安全・リスク・信頼性、燃料サイクル、バックエンド、新型原子炉、保健物理・環境安全、原子力社会環境	5606
		エネルギー学	エネルギー生成・変換、エネルギー輸送・貯蔵、エネルギー節約・効率利用、エネルギーシステム、環境調和	5607

生 物 系

この系の「1」、「2」に2分割している以下の11細目については、**基礎研究(C)のうち審査区分「一般」についてのみ**、示されたキーワードにより2分割されたグループ毎に第1段階審査を行うので、**基礎研究(C)のうち審査区分「一般」で、これらの細目に応募する場合には、必ず、キーワードにより、「1」又は「2」を選択し応募すること。**

- ①「解剖学一般(含組織学・発生学)(6901)」、②「消化器内科学(7202)」、③「循環器内科学(7203)」、
④「小児科学(7211)」、⑤「放射線科学(7215)」、⑥「外科学一般(7301)」、⑦「消化器外科学(7302)」、
⑧「整形外科科学(7305)」、⑨「泌尿器科学(7307)」、⑩「産婦人科学(7308)」、⑪「外科系歯学(7406)」

分 野	分 科	細 目	キーワード	細目番号
生物学	基礎生物学	遺伝・ゲノム動態	分子遺伝、細胞遺伝、集団遺伝、進化遺伝、人類遺伝、遺伝子多様性、ゲノム構築・機能・再編・発現・維持、発生遺伝、行動遺伝	5701
		生態・環境	個体群、生物社会、種間関係、群集、生態系、進化生態、行動生態、自然環境、生理生態、分子生態	5702
		植物生理・分子	色素体機能(光合成など)、成長生理、オルガネラ、環境応答、全能性、代謝性、植物分子	5703
		形態・構造	動物形態、植物形態、微生物形態、形態形成、組織形態、実験形態、微細構造、顕微鏡技術	5704
		動物生理・行動	代謝生理、行動生理、動物生理・化学	5705
		生物多様性・分類	分類群、分類体系、進化、多様性、分類形質、系統、種分化、自然史	5706
	生物科学	構造生物化学	糖質と脂質、タンパク質と酵素、核酸、遺伝子及び染色体、生体膜及び受容体、細胞間マトリックス、細胞小器官、生体物質の機器分析、翻訳後修飾、分子認識、変性、フォールディング、生体分子立体構造解析及び予測、NMR、質量分析、高分解能電子顕微鏡解析、中性子解析、構造生物学、X線結晶解析	5801
		機能生物化学	酵素の作用機作と調節、酵素異常、遺伝子の情報発現と複製、生体エネルギー変換、生体微量元素、ホルモンと生理活性物質、細胞情報伝達機構、免疫生化学、糖鎖生物学、膜輸送と輸送タンパク質	5802
		生物物理学	タンパク質・核酸の構造・動態・機能、運動・輸送、生体膜・受容体・チャンネル、光生物、細胞情報・動態、脳・神経系の情報処理、理論生物学・バイオインフォマティクス、構造生物学、フォールディング、構造・機能予測、1分子計測・操作、バイオイメージング、非平衡・複雑系	5803
		分子生物学	生体高分子構造・機能、遺伝情報複製・転写装置・再編・制御、染色体構築・機能・分配、細胞集合、核分裂周期	5804
		細胞生物学	細胞構造・機能、生体膜、細胞骨格・運動、細胞内・細胞間情報伝達、細胞周期、細胞分化、細胞質分裂、核構造	5805
		発生生物学	細胞分化、形態形成、細胞認識、受精、生殖細胞、遺伝子発現調節、発生遺伝、発生進化	5806
		進化生物学	生命起源、真核生物起源、オルガネラ起源、多細胞起源、分子進化、形態進化、機能進化、遺伝子進化、進化生物学一般、比較ゲノム、実験進化学	5807
	人類学	人類学	形態人類学、先史人類学、生体機構学、分子人類学、生態人類学、霊長類学、進化人類学、歯牙人類学、加齢人類学、ホミニゼーション、応用人類学	5901
		生理人類学	生理的多型性、環境適応能、全身的協同、機能的潜在性、テクノロジー・アダプタビリティ	5902
農学	農学	育種学	植物育種・遺伝、育種理論、遺伝資源、植物分子育種	6001
		作物学・雑草学	食用作物、工芸作物、飼料作物、栽培、雑草、野生植物資源	6002
		園芸学・造園学	果樹、野菜、花卉、園芸利用、施設利用、造園、景観	6003
		植物病理学	病態、感染生理、宿主認識、毒素、遺伝子、病害防除、病害抵抗性	6004
		応用昆虫学	応用昆虫、応用動物、昆虫利用、昆虫病理、養蚕・蚕糸	6005
	農芸化学	植物栄養学・土壌学	植物成長・生理、栄養代謝、代謝調節、土壌分類、土壌物理、土壌化学、土壌生物、土壌環境	6101

生 物 系

分 野	分 科	細 目	キーワード	細目番号
(農学)	(農芸化学)	応用微生物学	微生物学、発酵生産、微生物分類、微生物遺伝・育種、微生物代謝、微生物機能、微生物利用学、環境微生物、抗生物質生産、微生物生態学、微生物制御学	6102
		応用生物化学	動物生化学、植物生化学、酵素利用学、細胞培養、組織培養、遺伝子工学、生物工学、代謝工学、物質生産、細胞応答、情報伝達、微量元素	6103
		生物生産化学・生物有機化学	生物活性物質、細胞機能調節物質、農薬科学、植物成長調節物質、情報分子、生合成、天然物化学、生物無機化学、物理化学、分析化学、有機化学	6104
		食品科学	食品化学、食糧化学、食品生化学、食品物理学、食品工学、食品機能学、食品保蔵学、食品製造学、栄養化学、栄養生化学、食品安全性	6105
	林学	林学・森林工学	森林生産、森林生態・保護・保全、森林生物、森林管理・政策、森林風致、森林利用、緑化・環境林、治山・砂防、崩壊・地すべり・土石流、水資源涵養・水質	6201
		林産科学・木質工学	組織構造・材形成、材質・物性、パルプ・紙、リグニン、抽出成分・微量成分、化学加工、保存・木質文化、乾燥・機械加工、接着・木質材料、強度・木質構造、居住性・感性	6202
	水産学	水産学一般	分類、発生、形態、生理、生態、漁業、資源・資源管理、増養殖、遺伝・育種、魚病、水圏環境・保全、海藻、プランクトン、微生物	6301
		水産化学	タンパク質、脂質、糖質、酵素、エキス成分、ビタミン、色素、生物活性物質、食品加工、食品衛生、微生物、生物工学	6302
	農業経済学	農業経済学	農業経営、農業政策、農業経済、農業金融、農業会計、農業史、農業地理、国際農業、農業地域計画、農村社会	6401
	農業工学	農業土木学・農村計画学	水理、水文、土壌物理、土質力学、応用力学、施設、材料・施行、灌漑排水、農地整備、農村計画、測量、情報処理	6501
		農業環境工学	農業生産環境、生物環境変動予測・制御、生物環境調節、生物工場、閉鎖系生物生産システム、生体計測、生物環境情報・リモートセンシング、農業情報、農作業システム、農作業情報、農業労働科学、生産・流通施設、自然エネルギー、生物生産機械、ポストハーベスト工学、バイオプロセス	6502
		農業情報工学	画像処理・画像認識、非破壊計測、インターネット応用、バイオインフォマティクス、コンピュータシミュレーション、コンピュータネットワーク、知識処理、バイオメカトロニクス、バイオロボティクス、バイオセンシング、GPS/GIS、精密農業	6503
	畜産学・獣医学	畜産学・草地学	草地生態、草地利用、草地管理・保全、畜産物利用、畜産バイオマス、家畜福祉、野生動物保全、家畜生産システム、飼料、飼養、家畜管理	6601
		応用動物科学	育種・繁殖、生産機能制御、発生工学、クローン家畜、生物製剤、生体利用	6602
		基礎獣医学・基礎畜産学	遺伝、発生、生理、形態、行動、生態、薬理、生体情報、寄生体生物	6603
		応用獣医学	家畜衛生、獣医公衆衛生、毒性学、疾病予防・制御、野生動物、動物福祉、人畜共通感染症	6604
		臨床獣医学	内科、外科、臨床繁殖・産科、診断、検査、治療、予後、病理・病態	6605
	境界農学	環境農学	環境分析、環境汚染、環境修復、環境浄化、水域汚染、資源循環システム、バイオマス、遺伝子資源、生物環境、資源環境バランス、地域農学	6701
		応用分子細胞生物学	遺伝子・染色体工学、タンパク質・糖鎖工学、代謝工学、オルガネラ工学、細胞工学、発生・分化制御、細胞間相互作用、分子間相互作用、バイオセンサー、細胞機能、分子情報、機能分子設計	6702

生 物 系

分 野	分 科	細 目	キーワード	細目番号
医歯薬学	薬学	化学系薬学	有機化学、合成化学、生体関連物質、天然薬物学、有機反応学、ヘテロ環化学	6801
		物理系薬学	物理化学、分析化学、製剤学、情報薬品科学、同位体薬品化学、コンピュータ科学、生物物理化学、生物分子構造学	6802
		生物系薬学	生化学、分子生物学、免疫化学、薬理学、細胞生物学、神経生物学、構造生物学	6803
		創薬化学	医薬品化学、医薬分子設計、生物活性物質、医薬分子機能学、ゲノム創薬	6804
		環境系薬学	環境衛生学、環境化学、環境動態学、食品衛生学、栄養化学、微生物科学、薬用資源学、中毒学、レギュラトリーサイエンス	6805
		医療系薬学	病院薬学、医療薬剤学、薬物動態学、医薬品情報学、薬効解析学、医薬品安全性学、薬物代謝学、臨床化学、ドラッグデリバリー、オーダーメイド医療	6806
	基礎医学	解剖学一般 (含組織学・発生学)	1 肉眼解剖学、機能解剖学、臨床解剖学、比較解剖学、画像解剖学、形質人類学、発生学・形態形成学、先天異常学・奇形学、実験形態学、解剖学教育	6901
			2 組織学、細胞微細形態学、細胞分化・組織形成、細胞組織化学、分子形態、顕微鏡技術	
		生理学一般	分子生理学、細胞生理学、組織・器官生理学、システム生理学、一般生理学	6902
		環境生理学(含体力医学・栄養生理学)	環境生理学、体力医学、栄養生理学、適応・協同生理学、生体リズム、発達・成長・老化	6903
		薬理学一般	腎臓、循環、骨格筋・平滑筋、消化器、炎症・免疫、生理活性物質、中枢・末梢神経	6904
		医化学一般	生体分子医学、細胞医科学、臨床遺伝医科学、発生医学、再生医学、加齢医学、高次生命医学	6905
		病態医化学	異常代謝学、分子病態学、分子遺伝子診断学、分子腫瘍学、分子病態栄養学	6906
		人類遺伝学	分子遺伝学、細胞遺伝学、薬理遺伝学、遺伝生化学、遺伝疫学、遺伝診断学、遺伝子治療学、遺伝カウンセリング、生命倫理学	6907
		人体病理学	脳・神経、消化器、呼吸器、循環器、泌尿生殖器、骨・筋肉、血液、分子病理、地理病理、腫瘍、診断病理学、細胞診断、テレパソロジー、環境病理	6908
		実験病理学	動物、細胞、分子、超微形態、腫瘍、炎症、中毒病理、発生病理、疾患モデル動物	6909
		寄生虫学(含衛生動物学)	寄生虫、原虫、昆虫、哺乳類、分子、疫学、発生、遺伝	6910
		細菌学(含真菌学)	病原性、感染免疫、疫学、遺伝、分類	6911
		ウイルス学	分子、細胞、個体疫学、病原性、診断、プリオン、ワクチン	6912
		免疫学	抗原、抗体、補体、サイトカイン、細胞、接着分子	6913
	境界医学	医療社会学	病院管理学、医療管理学、医療情報学、バイオエシックス、医学史、医学教育学、医療経済学、リスクマネジメント	7001
		応用薬理学	臨床薬理学、薬物治療学、医薬品副作用、薬物輸送学、ファーマコゲノミックス、同位体医療薬学、機器医療薬学	7002
		病態検査学	臨床検査医学、臨床病理学、臨床化学、免疫血清学、臨床検査システム	7003

生物系

分野	分科	細目	キーワード	細目番号
(医歯薬学)	社会医学	衛生学	環境保健、予防医学、産業衛生、環境疫学、分子遺伝疫学、医学統計、生命倫理、環境中毒、産業中毒、環境生理、地球環境、災害事故、人間工学、交通医学、食品衛生	7101
		公衆衛生学・健康科学	地域保健、母子保健、学校保健、成人保健、保健栄養、健康管理、健康教育、医療行動学、人口問題、国際保健学、保健医療行政、病院管理学、医療情報学、介護保険	7102
		法医学	法医学、医の倫理、犯罪精神医学、矯正医学、保険医学、診療録管理学、法医鑑定学、アルコール医学、法歯学、DNA多型医学、法医病理学	7103
	内科系臨床医学	内科学一般（含心身医学）	心療内科学、ストレス科学、東洋医学、伝統薬物、代替医療、総合診療、プライマリケア	7201
		消化器内科学	1 消化器学（食道、胃、小腸、大腸）、消化管内視鏡学	7202
			2 肝臓病学、膵臓病学、胆道学	
		循環器内科学	1 心臓病態学	7203
			2 血管病態学	
		呼吸器内科学	呼吸器病学、縦隔疾患学、胸膜疾患学、呼吸生理学	7204
		腎臓内科学	腎臓学、高血圧学、水・電解質代謝学、人工透析学	7205
		神経内科学	神経病態生化学、神経病態薬理学、神経病態免疫学、臨床神経生理学、臨床神経形態学、臨床神経分子遺伝学、臨床神経心理学	7206
		代謝学	糖尿病学、動脈硬化学、代謝異常学	7207
		内分泌学	内分泌学、生殖内分泌学	7208
		血液内科学	血液内科学、血栓・止血学、輸血学、小児血液学、造血幹細胞移植学、血液免疫学、免疫制御学	7209
		膠原病・アレルギー・感染症内科学	膠原病学、リウマチ学、アレルギー学、臨床免疫学、感染症学	7210
		小児科学	1 発達小児科学、成育医学、小児神経学、小児内分泌学、小児代謝・栄養学、小児循環器学、小児呼吸器学、遺伝・先天異常学、小児保健学、小児社会医学	7211
			2 小児血液学、小児腫瘍学、小児免疫・アレルギー・膠原病学、小児感染症学、小児腎・泌尿器学、小児消化器病学	
		胎児・新生児医学	出生前診断、胎児医学、先天異常学、新生児医学、未熟児医学	7212
		皮膚科学	皮膚診断学、皮膚病理学、性病学、レーザー治療学、皮膚生理学、皮膚腫瘍学、色素細胞学、皮膚感染症	7213
		精神神経科学	精神薬理学、精神生理学、精神病理学、社会精神医学、児童精神医学、老年精神医学、司法精神医学、神経心理学	7214
		放射線科学	1 画像診断学（含放射線診断学、核医学）	7215
			2 放射線治療学	
	外科系臨床医学	外科学一般	1 外科総論、移植外科学、人工臓器学、血管外科学、脾門脈外科学	7301
			2 実験外科学、内分泌外科学、乳腺外科学、代謝栄養外科学	
		消化器外科学	1 食道外科学、胃十二指腸外科学、小腸大腸肛門外科学	7302
			2 肝臓外科学、胆道外科学、膵臓外科学、脾門脈外科学	
		胸部外科学	心臓大血管外科学、呼吸器外科学、縦隔外科学	7303
		脳神経外科学	頭部外傷学、脳腫瘍学、脳血管障害学、脳血管内外科学、機能脳神経外科学、小児脳神経外科学、脊髄・脊椎疾患学	7304

生 物 系

分 野	分 科	細 目	キーワード	細目番号
(医歯薬学)	(外科系臨床医学)	整形外科科学	1 脊椎脊髄病学、筋・神経病学、骨・軟部腫瘍学、四肢機能再建学、理学療法学、運動器リハビリテーション学	7305
			2 関節病学、リウマチ病学、骨・軟骨代謝学、小児運動器学、運動器外傷学、スポーツ医学	
		麻酔・蘇生学	麻酔学、蘇生学、周術期管理学、疼痛治療学	7306
		泌尿器科学	1 泌尿器科学	7307
			2 副腎外科学、腎移植、アンドロロジー	
		産婦人科学	1 産科学、生殖医学	7308
			2 婦人科学、婦人科腫瘍学、更年期医学	
		耳鼻咽喉科学	耳鼻咽喉学、頭頸部外科学、気管食道学	7309
		眼科学	眼科学、神経眼科学、眼光学	7310
		小児外科学	先天性消化器疾患学、先天性心大血管外科学、胎児手術学、小児泌尿器科学、小児呼吸器外科学、小児腫瘍学	7311
		形成外科学	再建外科学、創傷治癒学、マイクロサージェリー学、組織培養・移植学、再生医学	7312
		救急医学	集中治療医学、外傷外科学、救急蘇生学、急性中毒学、災害医学	7313
	歯 学	形態系基礎歯科学	口腔解剖学（含組織学・発生学）、口腔病理学、口腔細菌学	7401
		機能系基礎歯科学	口腔生理学、口腔生化学、歯科薬理学	7402
		病態科学系歯学・歯科放射線学	実験腫瘍学、免疫・感染・炎症、歯科放射線学一般、歯科放射線診断学	7403
		保存治療系歯学	保存修復学、歯内療法学	7404
		補綴理工系歯学	歯科補綴学一般、有床義歯学、冠橋義歯学、歯科インプラント学、歯科用材料・歯科理工学	7405
		外科系歯学	1 口腔外科学一般（含病態検査学）、歯科麻酔学	7406
			2 臨床腫瘍学	
		矯正・小児系歯学	歯科矯正学、小児歯科学、小児口腔保健学	7407
		歯周治療系歯学	歯周免疫機能学、歯周外科学、歯周予防学	7408
		社会系歯学	口腔衛生学（含公衆衛生学・栄養学）、予防歯科学、歯科医療管理学、歯科法医学、老年歯科学、歯科心身医学	7409
	看護学	基礎看護学	看護学概論、看護哲学、看護技術、看護倫理学、災害看護、看護教育学、看護管理学、看護行政学	7501
		臨床看護学	重篤・救急看護学、周手術期看護学、慢性病看護学、リハビリテーション看護学、がん看護学、ターミナルケア、母性・女性看護学、助産学、小児看護学、家族看護学	7502
		地域・老年看護学	地域看護学、精神看護学、老年看護学、公衆衛生看護学、在宅看護、訪問看護	7503

III 応募書類の作成・応募方法等

1 応募書類の作成

応募書類は、研究代表者の所属する研究機関がすべて取りまとめて提出することになります。

研究代表者は、応募する研究種目（審査区分）ごとの「平成17年度科学研究費補助金研究計画調書作成・記入要領」及び「平成17年度科学研究費補助金応募カード作成・記入要領」に基づいて、研究計画調書、応募カードを作成し、所属する研究機関に提出してください。

なお、作成・研究機関への提出に際しては、特に次の点に留意してください。

(1) 研究計画調書

- ① 研究計画調書は、所定の様式と同一の規格とし、**様式の改変は認めません。**
- ② 研究計画調書の所定の箇所（1 ページ目の上部右肩）に**研究種目の区分を示す色を塗ってください。**
- ③ 研究計画調書は、両面印刷とし、必ず左側を**のり付けしてください。**
- ④ 研究計画調書の左横所定の箇所に**穴を開けてください。**

(2) 応募カード

応募カードに基づいて審査資料を作成します。このため、**誤記入、記入漏れ等があった場合、審査の対象とならない場合があります。**

2 応募方法

(1) 提出期間

研究代表者は、**所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出してください。**（直接本会へ提出されても受理しません。）

各研究機関から本会への提出期間は43頁を参照してください。

(2) 応募書類及び提出部数

研究種目	提出書類	提出部数
基盤研究（S）	様式S-1-6 研究計画調書 様式S-4-4 応募カード	30部（正1部 副29部） 2部（正1部 副1部）
基盤研究（A）	様式S-1-7 研究計画調書 様式S-4-4 応募カード	9部（正1部 副8部） 2部（正1部 副1部）
審査区分「海外学術調査」に係るもの	様式S-1-8 研究計画調書 様式S-4-4 応募カード	11部（正1部 副10部） 2部（正1部 副1部）
基盤研究（B）	様式S-1-7 研究計画調書 様式S-4-4 応募カード	9部（正1部 副8部） 2部（正1部 副1部）
審査区分「海外学術調査」に係るもの	様式S-1-8 研究計画調書 様式S-4-4 応募カード	11部（正1部 副10部） 2部（正1部 副1部）
基盤研究（C）	様式S-1-7 研究計画調書 様式S-4-4 応募カード	6部（正1部 副5部） 2部（正1部 副1部）
「時限付き分科細目」に係るもの	様式S-1-7 研究計画調書 様式S-4-4 応募カード	9部（正1部 副8部） 2部（正1部 副1部）
審査区分「企画調査」に係るもの	様式S-1-9 研究計画調書 様式S-4-4 応募カード	6部（正1部 副5部） 2部（正1部 副1部）
萌芽研究	様式S-1-10 研究計画調書 様式S-4-4 応募カード	6部（正1部 副5部） 2部（正1部 副1部）

研究種目	提 出 書 類	提 出 部 数
若手研究（A）	様式S-1-1 1 研究計画調書 様式S-4-4 応募カード	30部（正1部 副29部） 2部（正1部 副1部）
若手研究（B）	様式S-1-1 1 研究計画調書 様式S-4-4 応募カード	6部（正1部 副5部） 2部（正1部 副1部）
継続研究課題（研究計画の大幅な 変更を行う場合）	様式S-1-1 2 研究計画調書（継続） 様式S-4-4 応募カード	2部（正1部 副1部） 2部（正1部 副1部）

IV 配分審査等

1 配分審査

科学研究費補助金の配分審査は、応募書類に基づき、独立行政法人日本学術振興会の科学研究費委員会で行います。「基盤研究（S）」及び「基盤研究（A・B）」（審査区分「海外学術調査」を除く。）の審査は6人、「基盤研究（C）」、「萌芽研究」及び「若手研究」の審査は3人の審査委員が個別に審査する第1段審査と、第1段審査委員とは異なる審査委員による合議で審査する第2段審査により行う予定です。「基盤研究（A・B）」（審査区分「海外学術調査」）については、人文社会科学、理工、生物の3つの分野別の審査会における合議により審査を行う予定です。

なお、審査は非公開で行われ、提出された応募書類は返還しません。

2 審査の方法・着目点等

「評価ルール」（「平成16年度科学研究費補助金（基盤研究等）の審査方針」（平成15年12月8日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定）等）を参照してください。

「評価ルール」は、独立行政法人日本学術振興会ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/>）でご覧いただけます。（また、今回公募する研究種目に関係する部分については、参考資料として、本公募要領の53～73頁に掲載しています。）

なお、平成17年度の審査方針等審査に関する情報は、審査終了後に独立行政法人日本学術振興会ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/>）に掲載する予定です。

3 審査結果の通知

- ① 配分審査の結果に基づく採択、不採択については、研究機関に文書で通知します。（例年4月中旬頃。第2種科研費については文部科学省から通知。）
- ② 「基盤研究」、「萌芽研究」及び「若手研究」に応募する者で、採択されなかった場合における第1段審査の結果の開示を希望する者には、別途独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会から開示が行われる予定です。（希望の有無は、応募カードに記入する必要があります。）

＜開示の内容（予定）＞

- ア) 細目（分野）におけるおよその順位
- イ) 評定要素のうち、「研究内容」、「研究計画」に係る審査委員の素点の平均点
- ウ) 評定要素のうち、「研究種目及び審査区分としての適切性」、「申請研究経費の妥当性」に関し、問題を指摘した審査委員の有無

＜留意事項＞

- ア) 研究種目（審査区分）によって評定要素が異なることから、開示の内容も異なること、また、細目（分野）における応募件数が極端に少ない場合は、およその順位を示すことができない場合があります。
- イ) 応募カードに不備があり、審査の対象とされなかった場合は、その旨をお知らせします。
- ウ) 開示に際しては、本人以外には内容がわからないような形での通知文を、応募時の研究機関を通じて送付します（例年6月頃）。なお、送付途中での事故等には責任を負いかねますのでご承知おきください。

4 採択された研究課題の公開

採択された研究課題は、印刷物及び国立情報学研究所のデータベースにより研究課題名、研究代表者氏名、交付予定額等を公開します。

V 研究機関が行う事務

1 応募資格の確認

応募書類に記載された研究代表者及び研究分担者が、この公募要領に定める応募資格を有する者であることを確認してください。

<新規採用者等が研究代表者となって応募する場合の取り扱い>

平成16年7月30日付け16振学助第68号文部科学省研究振興局学術研究助成課長通知「科学研究費補助金研究者名簿について（依頼）」により研究者の登録をした後に新規採用された者など、研究者番号を有していない者が、今回、研究代表者として応募する場合等にあっては、「科学研究費補助金研究者名簿新規登録書（様式1-1）」等必要となる様式を作成し、**文部科学省に提出**してください。（文部科学省 公募要領61頁参照。）

2 研究代表者への確認

応募書類に記載された研究代表者及び研究分担者が、この公募要領に定める「Ⅱ 公募の内容」を確認した上で応募書類を作成していることを確認してください。

3 応募に係る手続

次の手続を行ってください。

- (1) 公募要領の内容の周知
- (2) 応募書類の取りまとめ及び提出（下記「5 応募書類の取りまとめ」及び「6 応募書類の提出」参照）

4 研修会・説明会の実施状況等の報告

(1) 研修会・説明会の実施状況の報告

補助金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として実施した研修会・説明会の実施状況及び結果について、様式T-4「内部監査等実施状況報告書」により文部科学省及び日本学術振興会に報告してください。

(2) 無作為抽出による内部監査の実施状況の報告

内部監査の実施状況及び結果について、様式T-4「内部監査等実施状況報告書」により文部科学省及び日本学術振興会に報告してください。

5 応募書類の取りまとめ

(1) 応募カード（様式 S-4-4）

① 「応募カード」の並べ替え

応募カードの並べ替えは、次の要領に従ってください。

(ア) 次の(a)～(k)に分ける。

- (a) 基盤研究（S）（新規）
- (b) 基盤研究（A） 審査区分「一般」（新規）
- (c) 基盤研究（A） 審査区分「海外学術調査」（新規）
- (d) 基盤研究（B） 審査区分「一般」（新規）
- (e) 基盤研究（B） 審査区分「海外学術調査」（新規）
- (f) 基盤研究（C） 審査区分「一般」（新規）
- (g) 基盤研究（C） 審査区分「企画調査」（新規）
- (h) 萌芽研究（新規）
- (i) 若手研究（A）（新規）
- (j) 若手研究（B）（新規）
- (k) 研究計画に大幅な変更のある継続研究課題

(イ) 「基盤研究（S）（新規）」を、「平成17年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表」（以下「細目表」という。）の細目番号順に並べ替えてください。なお、「細目表」の備考欄でA、Bと分割番号の表示がある細目については、各々の細目内で「A」・「B」の順に並べ替えてください。

同一細目内（分割番号がある場合は当該分割番号内）については順序の指定はありません。

(ウ) 「基盤研究（A・B） 審査区分「一般」及び「海外学術調査」、基盤研究（C） 審査区分「企画調査」、萌芽研究」及び「若手研究（A・B）」についても、「基盤研究（S）（新規）」と同様に細目番号順に並べ替えてください。

(エ) 「基盤研究（C） 審査区分「一般」」については、「細目表」の細目番号順、別表「時限付き分科細目表」の細目番号順に並べ替えてください。なお、「細目表」の備考欄に※と表示のある細目については、各々の細目内で、キーワードにより選択した「1」・「2」の順に並べ替えてください。

(オ) 「研究計画に大幅な変更のある継続研究課題」については、研究種目・審査区分にかかわらず、課題番号順に並べ替えてください。

② 「応募カード一覧」の作成（様式 T-2-3～T-2-13）

「応募カード一覧」は、研究代表者から提出を受けた応募カードを研究種目、審査区分ごとに所定の順序に並べ替えた後、必要事項（機関番号・整理番号）を記入し、表紙「平成17年度科学研究費補助金応募カード一覧（表紙）」を付け、綴りひもでとじたものです。

「応募カード一覧」の作成は、次の要領に従ってください。

(ア) 上記「①(ア)～(オ)」の要領で応募カードを並べ替えた後、研究種目、審査区分ごとに該当する「応募カード一覧（表紙）」を作成してください。

＜応募カード一覧（表紙）の作成＞

(a) 各研究機関ごとに定められた科学研究費補助金に係る「機関番号（5桁）」を記入してください。

- (b) 研究者番号の有無別に応募件数を記入し、合計を記入してください。
- (c) 「研究機関・所在地・名称・代表者職・氏名」等所定の事項を記入し、押印してください。
- (d) 応募カード一覧（表紙）の上部右肩に研究種目等の区分を示す色を塗ってください（下表参照）。

(イ) 応募カードの所定の箇所に「機関番号」を記入してください。

(ウ) 上記「①(ア)～(オ)」で並べ替えた応募カードの所定の箇所に、下表により4桁の数字（整理番号）で通し番号を付し、作成した「応募カード一覧（表紙）」を添付してください。

区 分	審査区分	応募カードの色	研究種目番号	審査区分番号	整理番号	表紙(様式)
基盤研究（S）		無色	0 3		1501 ～ 1699	T-2-3
基盤研究（A）	一 般	黒色	0 4	1	1701 ～ 2199	T-2-4
	海外学術調査	桃色		3	2201 ～ 2299	T-2-5
基盤研究（B）	一 般	黒色	0 5	1	2301 ～ 3399	T-2-6
	海外学術調査	桃色		3	3401 ～ 3599	T-2-7
基盤研究（C）	一 般	黒色	0 6	1	3601 ～ 4999	T-2-8
	企画調査	茶色		2	5001 ～ 5199	T-2-9
萌芽研究		橙色	1 1		5201 ～ 6499	T-2-10
若手研究（A）		紫色	1 2		6501 ～ 6799	T-2-11
若手研究（B）		紫色	1 3		6801 ～ 7799	T-2-12
研究計画に大幅な変更のある継続研究課題		無色			7901 ～ 7999	T-2-13

注1 基盤研究（C）審査区分「一般」の応募課題については、一般分と時限付き細目分を分けることなく、一般分につけて時限付き細目分に整理番号を付してください。

注2 平成16年度と整理番号が異なりますので、整理番号を付すに際しては十分注意してください。

(エ) 上記「(ウ)」で作成したものを「応募カード一覧（正本）」とします。

(オ) 上記「(エ)」の「応募カード一覧（正本）」を複写して、「副本」1部を作成してください。

(カ) 上記「(エ)、(オ)」の「応募カード一覧」の「正本」・「副本」の左側を、研究種目、審査区分ごとに、それぞれ綴りひもでとじてください。

なお、応募件数が多い場合は分冊にしても差し支えありませんが、「応募カード一覧（表紙）」を必要部数作成の上、分冊ごとの表紙とし、分冊の番号を右下に 1 / 3 分冊のように記入してください。

(2) 研究計画調書（様式S-1-6～S-1-12）

① 「機関番号」及び「整理番号」の記入

各研究計画調書を上記(1)①と同様に並べ替え、所定の箇所に「機関番号」及び「応募カード」に付した整理番号と同一の番号を記入してください。

② 「研究計画調書」の確認

研究計画調書は、所定の用紙と同一規格とし、次の点を確認してください。

(ア) 研究計画調書の上部右肩に研究種目等の区分を示す色（上記「(1)②(ウ)」の表参照）が、正本、副本ともに塗ってあるか。（提出部数は36～37頁参照。）

- (イ)研究計画調書の左横がのり付けされているか。
- (ウ)左横所定の箇所に穴があいているか。
- (エ)所定の用紙に正しく複写されているか。(「裏面が複写されていない」ということはないか。)
- (オ)機関番号及び「応募カード」に付した整理番号と同一の番号が記入されているか。

③「研究計画調書」の取りまとめ

研究計画調書の取りまとめは、次の要領に従ってください。

(ア)上記(1)①と同様に並べ替えたものを、**各研究課題ごとに**、上から

- ・研究計画調書（正）
- ・研究計画調書（副）

の順にまとめ、左肩をクリップでとめてください。なお、「基盤研究（S）」及び「若手研究（A）」で1研究課題ごとのクリップ止めが困難な場合に限り、綴りひもでもまとめて差し支えありません。

(イ)上記「(ア)」で各研究課題ごとにクリップ止めした研究計画調書を、「応募カード一覧」の整理番号順に重ねた後、次の様式による表紙を付け、綴りひもでもとじてください。

(各研究種目別の様式/様式T-3-2)

研究種目名（審査区分） （ ）	
機関番号	1 2 6 8 0
研究機関名	〇〇大学
件 数	1 7 5 件 (1 / 3)

<表紙の作成に当たっての注意点>

- 1) 用紙はA4判（縦長）90kg程度を用いてください。
- 2) 新規は黒マジック、継続は赤マジックで必要事項を記入してください。
- 3) 継続は研究種目名に「継続研究課題」と記入してください。
- 4) 応募件数が多い場合、分冊にしても差し支えありませんが、分冊ごとに表紙を付けてください。また、分冊の番号を件数欄に(1/3)というように記入してください。

6 応募書類の提出

(1)提出する応募書類は、研究種目、審査区分等ごとに各々綴りひもでもとじて取りまとめた

- ① 応募カード一覧（正）
- ② 応募カード一覧（副）
- ③ 表紙を付けた研究計画調書

及び以下の「その他の提出書類」です。

<その他の提出書類>

- ④ 応募書類の提出書（様式T-1-2）
- ⑤ 内部監査等実施状況報告書の提出書（様式T-4）
- ⑥ 科学研究費補助金事務担当者名簿（様式T-5）
- ⑦ 科学研究費補助金研究者名簿（様式1-1、様式1-2、様式2-2）

(注)「科学研究費補助金研究者名簿」については、該当者がいる場合についてのみ、文部科学省へ提出してください。

(2) 提出方法

＜応募書類を持参する場合＞

上記①～③の書類を研究種目、審査区分ごとに①～③の順番に重ねて（一緒にとじないで）各研究種目（審査区分）受付担当者に提出してください。

また、④～⑦の書類については、それぞれ提出してください。

【提出期間】

平成16年11月15日（月）～11月18日（木）

（午前9時30分～正午まで 及び 午後1時～午後4時30分まで【時間厳守】）

受 付 場 所：独立行政法人日本学術振興会 一番町第2事務室 8階会議室

（住友一番町F Sビル内）（予定）

＜応募書類を送付する場合＞

応募書類を送付する場合は配達が証明できる方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）で**平成16年11月15日（月）～11月18日（木）に到着**するように、余裕を持って発送してください。（封筒等の表には「科学研究費補助金研究計画調書在中」と朱書きし、「機関番号（5桁）」を明記してください。）

なお、送付された応募書類のうち、平成16年11月17日（水）までに発送したことが証明できる場合に限り、11月19日（金）に到着したものまで受理します。

郵便等送付先：〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地（住友一番町F Sビル）

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成課

(3) 留意事項

応募書類の取りまとめ、提出に際しては次の点に留意してください。

- ① 応募書類の受付は1回に限ります。このため、各研究機関においては、応募するすべての研究種目（研究課題）を取りまとめた上で、一括して提出してください。（一度提出した後は、研究課題を追加提出することはできません。）

応募課題数が多いことにより分割して送付する場合についても、すべてを同時に送付するとともに、その個数が分かるようにしてください。

- ② 応募書類の提出・受付後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

- ③ 提出した応募書類の写を保管しておかなければなりません。

応募書類受付会場案内図

＜受付会場＞独立行政法人日本学術振興会 一番町第2事務室 8階会議室
(住友一番町F Sビル内) (予定)



＜受付会場＞

【周辺拡大図】



平成17年度応募カード一覧等の作成・提出例

例：〇〇大学（機関番号 12680）

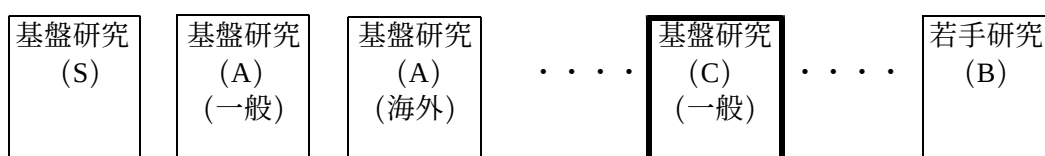
基盤研究（C）（審査区分：一般（研究種目番号06））

新規18件（うち時限付き分科細目3件、研究者番号が無い者3件）の場合

1. 応募カード一覧

（1）作業手順及び作成例

まず、研究者から提出された応募カードを研究種目の区分毎、審査区分毎に区分けします。
（以下、基盤研究(C)(一般)を例とします。）

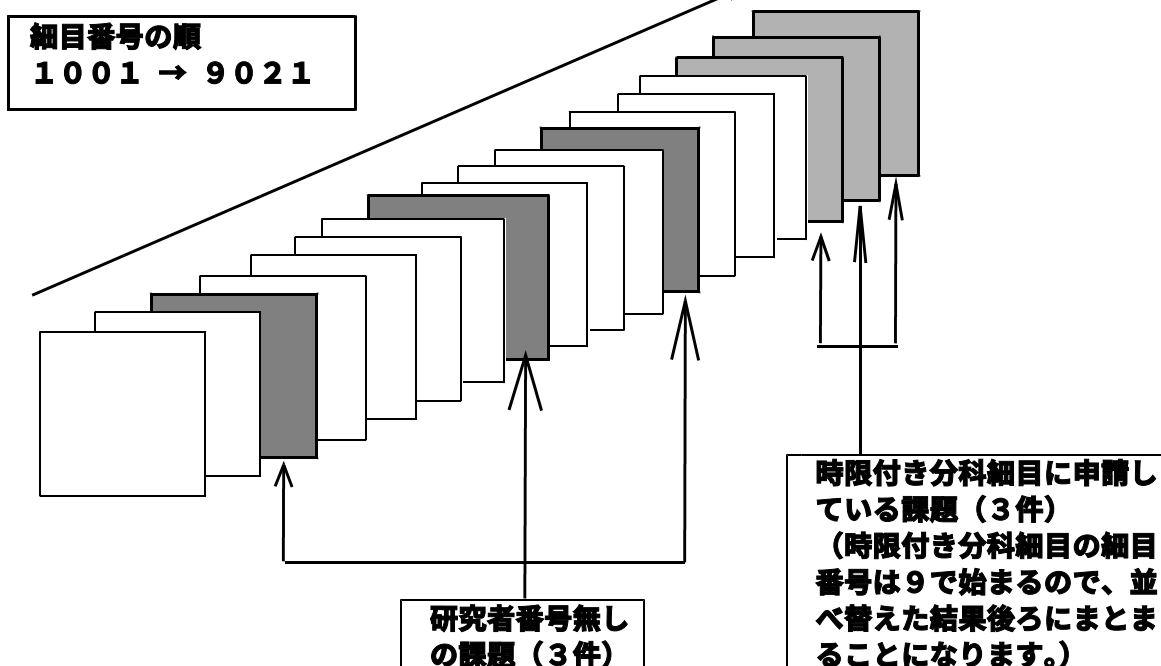


①研究者番号の有り・無しに関わらず、**細目番号の若い番号から順に並べ替えます。**

（応募カード(学振)の「3. 細目」欄の番号に着目）

注意：**時限付き分科細目に係る細目番号も一緒に**にまとめてください。

また、キーワードにより2分割している細目（総合・新領域系で分割番号が付されている細目及び生物系の「解剖学一般(6901)」、「消化器内科学(7202)」、「循環器内科学(7203)」、「小児科学(7211)」、「放射線科学(7215)」、「外科学一般(7301)」、「消化器外科学(7302)」、「整形外科科学(7305)」、「泌尿器科学(7307)」、「産婦人科学(7308)」、「外科系歯学(7406)」）については、それぞれ同一細目内で分割番号順（「A」の後に「B」または「1」の後に「2」）に課題を並べ替えてください。



②応募カードの上部右肩に整理番号を付します。

（整理番号については、41頁参照：この例では3601～3618）

※応募カードの上部右肩に機関番号も付してください。

- ③研究者番号がないものについては、「10. 研究代表者の研究者番号」欄に「研究者名簿新規登録書」の登録番号(4けた)を**右詰め**で付します。

(2) 応募カード一覧(表紙)の記入例

- ①機関番号 → 1 2 6 8 0
 ②研究種目番号 → 0 6 (印刷済み)
 ③審査区分番号 → 1 (印刷済み)
 ④研究種目 → 基盤研究(C) (印刷済み)
 ⑤審査区分 → 一般 (印刷済み)
 ⑥件数 (研究者番号有り、無し、合計をそれぞれ記入)

	件数
研究者番号有り	1 5
研究者番号無し	3
合 計	1 8

⑦研究機関及び連絡先

- 所定の事項を記入します。なお、職印は、正本のみで可。(副本は印影が複写されていれば差し支えありません。)

⑧分冊

- 応募件数が多く、応募カード一覧を1冊にまとめられない場合、何分冊目であることを記入します。

(3) 応募カード一覧の作成

- ① 応募カードを前記(1)により並べ替えたものの先頭に、必要事項を前記(2)により記入した応募カード一覧(表紙)を併せて、「応募カード一覧」の正本を作成します。
 ② 正本を複写し、副本を作成します。
 ③ 正本、副本の左横に穴を開けます。
 ④ 正本、副本ごとに綴りひもでとじます。
 (応募件数が多く、応募カード一覧を分冊にした場合は、分冊ごとにとじてください。)

- ※ 応募カード一覧(表紙)の正本上部右肩に種目・審査区分毎の色を塗ります。
 (正本の分冊についても上部右肩に種目・審査区分毎の色を塗ってください。)
 なお、応募カード一覧の副本には塗色の必要はありません。
 (複写の際、正本に塗色したものが複写され、黒く写っていても差し支えありません。)

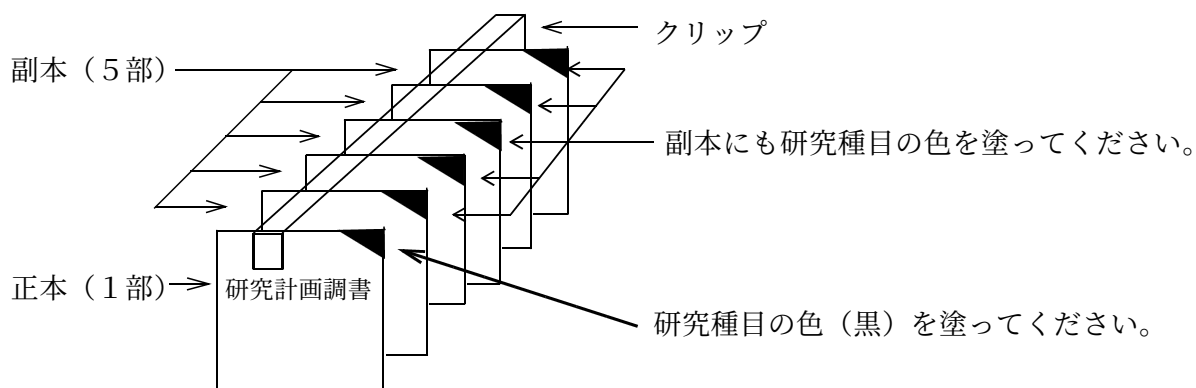
- ※ 各研究代表者が提出した応募カードには、種目・審査区分毎の色を塗る必要はありません。**

2. 研究計画調書

前記1と同様に、各研究種目等の区分、審査区分毎に区分けします。
このうち、基盤研究(C)(審査区分:一般)の場合の例。

研究計画調書は、両面印刷の上、左側を糊付けし、2穴パンチしたものです。

- ① 1研究課題(正本・副本併せて)ごとに左肩をクリップでとめます。

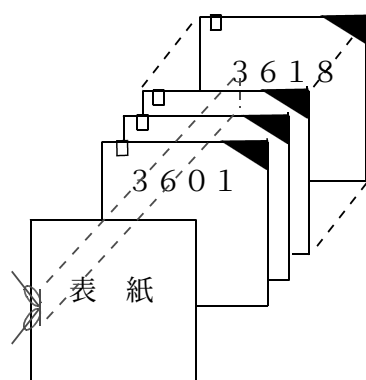


※基盤研究(C)(一般)の場合、研究計画調書の提出部数が1研究課題ごとに6部なので、正本1部と副本5部を合わせて6部をひとまとめにします。

提出部数は、研究種目や、審査区分ごとに異なるので、36～37頁を参照して間違いのないように提出してください。

- ②応募カード一覧の整理番号順に並べ替え、表紙を付け綴りひもでとじます。

なお、研究計画調書の右上所定の欄に「機関番号」、「整理番号」が正確に記載されていることを提出前に必ず確認してください。



表紙は黒マジック（継続分は赤マジック）で記入

研究種目名(審査区分) 基盤研究(C)(一般)	
機関番号	12680
研究機関名	〇〇大学
件数	18件

VI 参 考 資 料

1 平成16年度科学研究費補助金の交付状況

(1) 新規

平成16年8月現在

研 究 種 目	研 究 課 題 数			研 究 経 費			1課題当たりの配分額	
	応募	採択	採択率	採択分の応募額	配分額	充足率	平均	最高
	件	件	%	千円	千円	%	千円	千円
科学研究費	(83,223) 81,660	(17,793) 18,404	(21.4) 22.5	(83,063,807) 84,070,190	(63,009,500) 63,856,200 [3,876,540]	(75.9) 76.0	(3,541) 3,470	(190,000) 329,000
特別推進研究	(146) 128	(16) 19	(11.0) 14.8	(1,650,196) 1,925,374	(1,559,000) 1,693,500 [508,050]	(94.5) 88.0	(97,438) 89,132	(190,000) 329,000
特定領域研究	(8,057) 7,587	(1,983) 1,868	(24.6) 24.6	(17,130,933) 14,258,595	(12,618,700) 10,903,600	(73.7) 76.5	(6,363) 5,837	(93,100) 143,700
基盤研究 (S)	(574) 396	(69) 65	(12.0) 16.4	(1,931,052) 1,912,112	(1,692,800) 1,694,800 [508,440]	(87.7) 88.6	(24,533) 26,074	(46,500) 55,100
基盤研究 (A)	(2,518) 2,123	(544) 509	(21.6) 24.0	(10,210,329) 9,838,159	(7,906,400) 7,586,200 [2,275,860]	(77.4) 77.1	(14,534) 14,904	(35,000) 33,200
基盤研究 (B)	(12,441) 12,032	(2,661) 2,769	(21.4) 23.0	(21,984,926) 23,488,451	(17,224,000) 18,070,000	(78.3) 76.9	(6,473) 6,526	(15,100) 14,300
基盤研究 (C)	(26,949) 26,778	(5,816) 5,973	(21.6) 22.3	(14,050,278) 14,478,248	(10,329,600) 10,694,400	(73.5) 73.9	(1,776) 1,790	(3,500) 3,700
萌芽研究	(14,001) 14,545	(1,478) 1,779	(10.6) 12.2	(4,095,587) 4,901,581	(2,813,100) 3,360,400	(68.7) 68.6	(1,903) 1,889	(3,900) 3,900
若手研究 (A)	(1,375) 1,048	(155) 200	(11.3) 19.1	(1,837,990) 2,504,782	(1,412,200) 1,947,300 [584,190]	(76.8) 77.7	(9,111) 9,737	(21,400) 23,200
若手研究 (B)	(14,333) 14,042	(4,275) 4,308	(29.8) 30.7	(9,944,687) 10,039,806	(7,272,600) 7,366,000	(73.1) 73.4	(1,701) 1,710	(3,500) 3,600
奨励研究	(2,829) 2,981	(796) 914	(28.1) 30.7	(227,829) 723,082	(181,100) 540,000	(79.5) 74.7	(228) 591	(300) 970
研究成果公開促進費	(1,507) 1,497	(791) 738	(52.5) 49.3	(3,908,563) 3,713,546	(2,899,320) 2,823,130	(74.2) 76.0	(3,665) 3,825	(51,800) 63,500
特別研究員奨励費	(2,004) 1,967	(2,004) 1,967	(100.0) 100.0	(2,417,368) 2,365,716	(2,068,000) 2,075,832	(85.5) 87.7	(1,032) 1,055	(1,500) 3,000
学術創成研究費	(86) 80	(18) 20	(20.9) 25.0	(1,568,154) 1,741,734	(1,331,100) 1,552,000 [465,600]	(84.9) 89.1	(73,950) 77,600	(113,600) 97,400
合 計	(86,820) 85,204	(20,606) 21,129	(23.7) 24.8	(90,957,892) 91,891,186	(69,307,920) 70,307,162 [4,342,140]	(76.2) 76.5	(3,363) 3,328	(190,000) 329,000

(注1) () 内は、前年度を示す。

(注2) [] は、間接経費 (外数)。

(2) 新規＋継続

平成16年8月現在

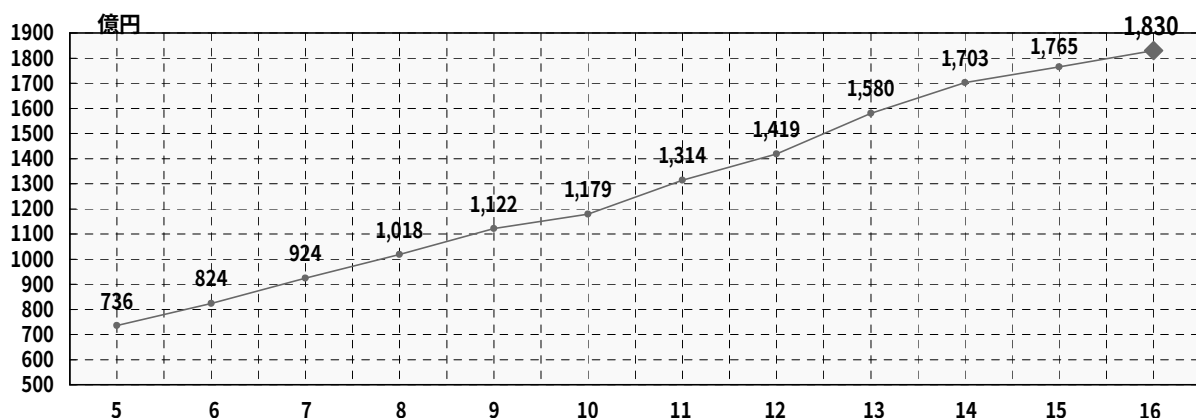
研究種目	研究課題数			研究経費			1課題当たりの配分額	
	応募	採択	採択率	採択分の応募額	配分額	充足率	平均	最高
	件	件	%	千円	千円	%	千円	千円
科学研究費	(105,363) 106,762	(39,914) 43,442	(37.9) 40.7	(157,526,828) 163,922,768	(133,372,800) 140,318,871 [10,060,770]	(84.7) 85.6	(3,342) 3,230	(380,000) 360,000
特別推進研究	(216) 189	(86) 80	(39.8) 42.3	(10,110,185) 8,537,741	(9,273,000) 7,702,500 [2,310,750]	(91.7) 90.2	(107,826) 96,281	(380,000) 360,000
特定領域研究	(9,584) 9,257	(3,507) 3,537	(36.6) 38.2	(41,077,365) 40,077,415	(33,214,800) 33,937,900	(80.9) 84.7	(9,471) 9,595	(112,500) 216,800
基盤研究 (S)	(703) 588	(198) 257	(28.2) 43.7	(4,218,152) 5,013,712	(3,979,900) 4,796,400 [1,438,920]	(94.4) 95.7	(20,101) 18,663	(46,500) 55,100
基盤研究 (A)	(3,662) 3,425	(1,672) 1,798	(45.7) 52.5	(19,516,129) 19,966,659	(17,212,200) 17,714,700 [5,314,410]	(88.2) 88.7	(10,294) 9,852	(35,000) 33,200
基盤研究 (B)	(17,280) 17,168	(7,500) 7,877	(43.4) 45.9	(37,309,726) 40,266,771	(32,548,800) 34,846,300	(87.2) 86.5	(4,340) 4,424	(15,100) 14,300
基盤研究 (C)	(35,463) 35,820	(14,330) 14,993	(40.4) 41.9	(22,209,578) 23,165,948	(18,488,900) 19,382,100	(83.2) 83.7	(1,290) 1,293	(3,500) 3,700
萌芽研究	(15,769) 16,376	(3,246) 3,610	(20.6) 22.0	(5,892,087) 6,791,181	(4,607,400) 5,250,000	(78.2) 77.3	(1,419) 1,454	(3,900) 3,900
若手研究 (A)	(1,580) 1,351	(360) 503	(22.8) 37.2	(2,884,790) 3,879,782	(2,459,000) 3,322,300 [996,690]	(85.2) 85.6	(6,831) 6,605	(21,400) 23,200
若手研究 (B)	(18,277) 19,607	(8,219) 9,873	(45.0) 50.4	(14,080,987) 15,500,477	(11,407,700) 12,826,671	(81.0) 82.8	(1,388) 1,299	(3,500) 3,600
奨励研究	(2,829) 2,981	(796) 914	(28.1) 30.7	(227,829) 723,082	(181,100) 540,000	(79.5) 74.7	(228) 591	(300) 970
研究成果公開促進費	(1,523) 1,530	(807) 771	(53.0) 50.4	(3,969,463) 3,856,266	(2,960,220) 2,965,850	(74.6) 76.9	(3,668) 3,847	(51,800) 63,500
特別研究員奨励費	(4,481) 4,877	(4,481) 4,877	(100.0) 100.0	(4,895,018) 5,168,060	(4,545,650) 4,878,176	(92.9) 94.4	(1,014) 1,000	(1,500) 3,000
学術創成研究費	(139) 149	(71) 89	(51.1) 59.7	(6,315,654) 7,078,134	(6,078,600) 6,888,400 [2,066,520]	(96.2) 97.3	(85,614) 77,398	(300,000) 250,000
合 計	(111,506) 113,318	(45,273) 49,179	(40.6) 43.4	(172,706,963) 180,025,228	(146,957,270) 155,051,297 [12,127,290]	(85.1) 86.1	(3,246) 3,153	(380,000) 360,000

(注1) ()内は、前年度を示す。

(注2) []は、間接経費(外数)。

2 予算額等の推移

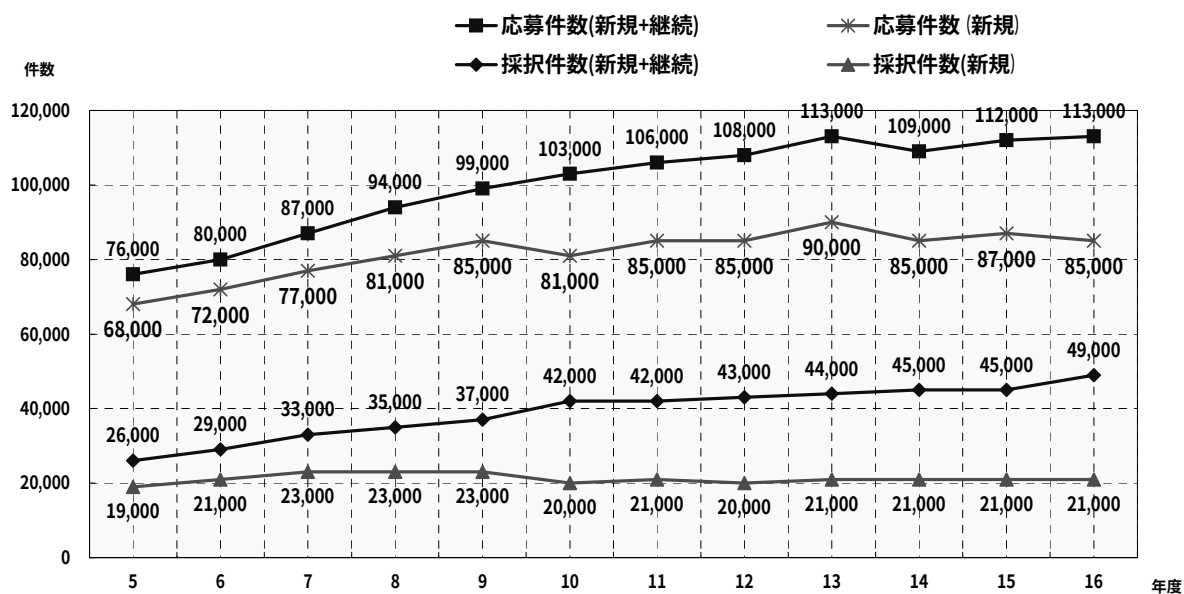
(1) 予算額の推移



年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
予算額(億円)	736	824	924	1,018	1,122	1,179	1,314	1,419	1,580	1,703	1,765	1,830
対前年度伸び率(%)	13.9	12.0	12.1	10.2	10.2	5.1	11.5	8.0	11.3	7.8	3.6	3.7
※指数	—	—	—	—	—	—	—	1.00	1.11	1.20	1.24	1.29

(注) 指数は、平成12年度(第Ⅱ期科学技術基本計画が策定された前年)を1.00としたもの。

(2) 応募・採択の状況



(3) 採択率・充足率(新規分)の状況

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
採択率(%)	27.4	28.6	29.4	28.3	27.1	24.8	24.3	23.9	23.1	24.6	23.7	24.8
充足率(%)	74.5	74.0	74.9	74.6	72.3	71.5	74.7	77.2	78.2	76.1	76.2	76.5

(注) 各年度における当初配分時の数字である。

3 研究種目一覧

(文部科学省が交付を行うもの)

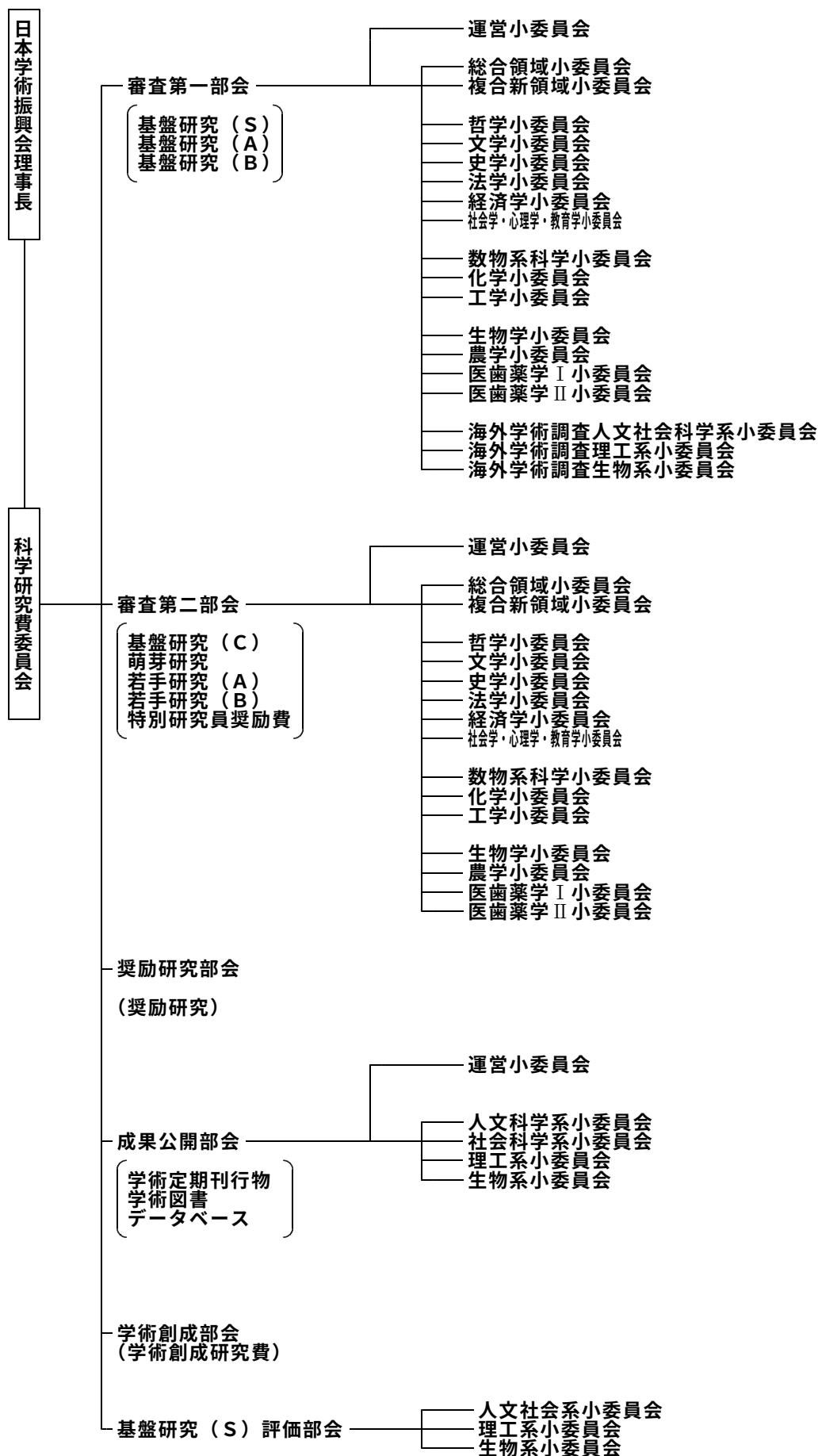
研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究 (期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない)
特定領域研究	21世紀の我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る (期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度)
萌芽研究 ※	独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究 (期間1～3年、1課題 500万円以下)
若手研究 ※	37歳以下の研究者が一人で行う研究 (期間2～3年、応募総額によりA・Bに区分) (A)500万円以上3,000万円以下 (B) 500万円以下
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成
研究成果公開促進費	
研究成果公开发表	研究者グループ等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
特別研究員奨励費 ※	日本学術振興会の特別研究員(外国人特別研究員を含む。)が行う研究の助成 (期間3年以内)
学術創成研究費 ※	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る (推薦制 期間5年)

※印の研究種目等の公募、審査については、独立行政法人日本学術振興会が行う

(独立行政法人日本学術振興会が交付を行うもの)

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
基盤研究	1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 基盤研究(S) (期間5年、1課題 5,000万円以上1億円程度まで) 1人又は複数の研究者が共同で行う独創的・先駆的な研究 (期間2年～4年、ただし、企画調査を行うものは1年) (応募総額によりA・B・Cに区分) (A) 2,000万円以上 5,000万円以下 (B) 500万円以上 2,000万円以下 (C) 500万円以下
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究 (期間1年、1課題 100万円以下)
研究成果公開促進費	
学術定期刊行物	学会又は、複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため定期的に刊行する学術誌の助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、学術情報システム等を通じ公開利用を目的とするものの助成

4 平成16年度独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会組織図



5 評価ルール

(1) 平成16年度科学研究費補助金（基盤研究等）の審査方針（抄）

平成15年12月8日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定

科学研究費委員会の各部会が行う科学研究費補助金の配分審査は、平成15年11月14日
科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基
本的考え方」を踏まえ、この審査方針により行うものとする。

I 全研究種目共通事項

- 1 「第2期科学技術基本計画」（平成13年3月閣議決定）を受け、平成13年11月に
内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年
6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に
則り、厳正な審査を行う。
- 2 この審査方針において、「研究課題」とは、科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成
研究費の対象となる個々の研究を示し、「成果公開」とは、研究成果公開促進費の対象と
なる個々の事業を示す。
- 3 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、我が国の学術の現状に即し
て重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、当該学問分野及び関
連学問分野への貢献度等を考慮するとともに、当該研究者の従来研究成果をも厳正に評
価し（萌芽研究を除く。）、研究成果が期待でき、研究が終了したのち、研究成果が公表
されるようなものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展
についても十分配慮する。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学
術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

- 4 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の
構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- 5 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な
額を配分する。また、配分額は原則として10万円以上とする。
- 6 「特別推進研究」（「特別推進研究（COE）」を除く。）又は「基盤研究」の研究課

題のうち研究期間が4年以上のもので、平成16年度が研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して申請した研究課題（研究計画最終年度前年度申請課題）については、当該「科学研究費」による研究（継続課題）のこれまでの成果を適切に評価し、他の新規に申請された研究課題と同等に扱い、厳正に審査を行う。

なお、研究計画最終年度前年度申請課題が採択された場合は、継続課題の補助金の交付は行わない。

- 7 審査は非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。
- 8 研究課題の他の研究種目（審査区分）又は専門分野への移し換えはしない。

II 種目（審査区分）別事項

1 科学研究費（基盤研究、萌芽研究及び若手研究）

〔共通事項〕

(1) 二段審査制について

基盤研究（審査区分「海外学術調査」を除く。）、萌芽研究及び若手研究に係る補助金の配分については、審査委員が個別に行う第1段審査と合議による第2段審査により行う。

ア 第1段審査は、個々の研究課題の研究計画調書について専門的見地から審査する。

第1段審査における評価の基準は別に定める。

なお、審査委員自身が研究代表者である研究課題又は審査委員の関係者が研究代表者である研究課題等の取扱いについても、第1段審査における評価の基準において定めることとする。

イ 第2段審査は、第1段審査の審査結果を基にして広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により審査する。

なお、審査委員自身が研究代表者である研究課題又は審査委員の関係者が研究代表者である研究課題等であって、その内容が次に掲げるものである場合には、審査委員は当該研究課題の審査に加わらないこととする。

- a 審査委員自身が研究代表者である研究課題
- b 審査委員自身が研究分担者として参加している研究課題
- c 審査委員の関係者（例えば、同一研究室に所属している研究者、親族）が研究代表者である研究課題

(2) 各専門分野への配分方法について

基盤研究（審査区分「企画調査」を除く。）、萌芽研究及び若手研究については、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとし、新規申請研究課題に係る

各専門分野毎の配分枠は、別途文部科学省から示される配分予定額をもとに別添「1. 科学研究費補助金（科学研究費）配分方式」により、算出した額を配分する。

(3) 配分額の調整

上記の配分方法に加え、下記に掲げる事項につき、第2段審査において必要な調整を行う。

ア 人文・社会科学の研究の振興のための調整

イ 私立学校の振興並びに高等専門学校等における技術教育振興に配慮し、私立大学、高等専門学校等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整

ウ その他必要が認められる調整

(4) 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続の研究課題の取扱い

変更を行おうとする申請内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規申請研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

(5) 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規申請研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

(6) エフォートの取扱い

① エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）を、第2段審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

なお、基盤研究（S）の研究代表者及び研究分担者、基盤研究（A）の研究代表者にあっては、他の研究活動に充てるエフォートとの比較において、当該研究課題が十分遂行し得るかどうかを判断する際の参考とする。

② ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができるものとされている点に留意する。

(7) 審査結果の開示について

審査結果の開示については、個々の評価者の課題に対する評価が特定されないように配慮した上で、第1段審査結果の開示を希望する申請者に通知する。

〔個別事項〕

(1) 基盤研究（S）

ア 一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を

選定する。

イ 補助事業の研究期間は、原則として5年間とする。

ウ 同一の研究代表者が基盤研究（S）と基盤研究（A）を重複して申請している場合には重複採択しない。その際、基盤研究（S）で採択された場合は、基盤研究（A）の研究課題を採択しないこととする。

(2) 基盤研究（A・B・C）

研究者が一人で行う研究又は複数の研究者が共同で行う研究であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。選定に際しては、次の4種類の審査区分毎の事項に十分留意する。

① 審査区分「一般」

ア 独創的、先駆的な研究を格段に発展させるためのもので、特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

イ 研究計画の特殊性から研究組織を研究(1)（別添「2. 研究(1)(2)の区分」参照）とする研究課題については、研究計画の特殊性等に鑑み、研究(1)の組織形態でなければならない理由が明確であるものを選定する。

また、研究組織を研究(1)とする研究計画のうち、研究分担者に研究費の一部を配分しようとする研究課題については、研究費の一部を配分しなければ分担部分の研究実施が困難な理由が明確であるものを選定する。

ウ 補助事業の研究期間は、2年から4年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

エ 同一の研究代表者が基盤研究（A）（一般）と基盤研究（S）を重複して申請している場合には重複採択しない。その際、基盤研究（S）で採択された場合は、基盤研究（A）（一般）の研究課題を採択しないこととする。

② 審査区分「海外学術調査」〔基盤研究（A・B）のみ該当〕

ア 研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究課題を選定する。

イ 研究計画の特殊性から研究組織を研究(1)（別添「2. 研究(1)(2)の区分」参照）とする研究課題については、研究計画の特殊性等に鑑み、研究(1)の組織形態でなければならない理由が明確であるものを選定する。

また、研究組織を研究(1)とする研究計画のうち、研究分担者に研究費の一部を配分しようとする研究課題については、研究費の一部を配分しなければ分担部分の研究実施が困難な理由が明確であるものを選定する。

ウ 補助事業の研究期間は、2年から4年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

エ 同一の研究代表者が基盤研究（A）（海外学術調査）と基盤研究（S）を重複し

ている場合には重複採択しない。その際、基盤研究（S）で採択された場合は、基盤研究（A）（海外学術調査）の研究課題を採択しないこととする。

オ 補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行う。なお、事前審査における評価の基準は別に定めるところによる。

また、審査委員自身が研究代表者である研究課題又は審査委員の関係者が研究代表者である研究課題等であって、その内容が次に掲げるものである場合には、審査委員は当該研究課題の審査に加わらないこととする。

- a 審査委員自身が研究代表者である研究課題
- b 審査委員自身が研究分担者として参加している研究課題
- c 審査委員の関係者（例えば、同一研究室に所属している研究者、親族）が研究代表者である研究課題

③ 審査区分「企画調査」〔基盤研究（C）のみ該当〕

ア 異なる研究機関に所属する複数の研究者が共同して、共同研究等の企画等の準備を行うもので、次のいずれかに該当する研究課題を選定する。なお、企画調査にとどまらずに、実際の研究（予備的な実験等を含む。）まで行おうとするものは対象としない。

- a 「特定領域研究」の研究領域を申請するための準備調査を行うもの。
- b a以外で、学術振興上必要性の高い共同研究（国際共同研究を含む。）等の企画を行うもの。
- c 日本での開催が予定される国際研究集会について、研究内容面に関する企画等の準備（組織委員会等が行うものを除く。）を行うもの。

イ 補助事業の研究期間は、1年とする。

ウ 補助金の配分については、各専門分野別の配分枠をあらかじめ設けないこととし、審査第二部会運営小委員会において調整決定する。

④ 審査区分「展開研究」〔基盤研究（A・B）の継続課題のみ該当〕

基礎となるこれまでの研究成果の累積を踏まえて、さらに研究を展開、発展させることにより、研究の成果が社会において実用化される可能性を持つ研究課題である。その際、当該学問分野及び関連学問分野への貢献度等を考慮するとともに、当該研究者の従来研究成果をも厳正に評価する。

また、研究計画の内容について、次のことに留意する。

- a 実用化の成功は望ましいが、研究の手法や過程も重視した研究であること。
- b 単なる追試的な研究は対象とならないこと。
- c 研究分担者として民間企業の研究部門等の研究者の参加を得て、研究の遂行に有効適切な研究組織の編成を図ることが望ましい。

(3) 萌芽研究

ア 研究者が一人で行う研究又は同一の研究機関に所属する複数の研究者が共同して行う研究（研究代表者と異なる研究機関に所属する研究者を研究組織の人数の1／2以内に限り研究分担者として加える研究を含む。）であって、独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究、例えば、新しい研究分野の展開につながるような成果が生まれること、又はその契機となることが期待される研究課題を選定する。

イ 補助事業の研究期間は、3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

(4) 若手研究（A・B）

ア 平成16年4月1日現在で37歳以下の研究者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。その際、研究の独創性、当該学問分野及び関連学問分野への貢献度等を考慮する。

また、特に若手研究(A)については、従来の研究経過や各研究分野の特性に応じた研究者の研究活動等を考慮し、研究代表者がその研究を遂行し、研究成果を挙げることが期待できるものを選定する。

イ 補助事業の研究期間は、2年から3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

2 科学研究費（奨励研究）（略）

3 研究成果公開促進費（略）

4 特別研究員奨励費（略）

5 学術創成研究費（略）

III その他

- 1 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- 2 ヒトゲノム遺伝子解析研究については、科学技術会議生命倫理委員会「ヒトゲノム研究に関する基本原則」を十分に認識しつつ、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年3月29日文部科学省・厚生労働省・経済産業省共同告示第1号）」及び平成13年3月29日付け12文科振第266号文部科学省研究振興局長通知を遵守して

実施する必要がある。

- 3 ヒト胚性幹細胞を利用した研究については、科学技術会議生命倫理委員会「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚性研究に関する基本的考え方」に基づき、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成13年9月25日文部科学省告示第155号）」を遵守して実施する必要がある。

同指針において、ヒトES細胞の樹立及び使用は、当面、基礎的研究に限るものとされている。また、ヒトES細胞及びこれに由来する細胞を人体に適用する臨床研究その他医療及びその関連分野における使用は、別に基準が定められるまでの間はこれを行わないものとされている。

- 4 特定胚の取扱いを含む研究については、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号）」、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則（平成13年12月5日文部科学省令第82号）」並びに「特定胚の取扱いに関する指針」（平成13年12月5日文部科学省告示第173号）」を遵守して実施する必要がある。

同法等により、人クローン胚等を人又は動物の胎内に移植することは禁止されている。

- 5 疾病の治療を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞を人の体内に投与する等による臨床研究については、「遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成14年3月27日文部科学省・厚生労働省告示第1号）」を遵守して実施する必要がある。

同指針において、人の生殖細胞の遺伝子改変を目的とした遺伝子治療及びヒトの生殖細胞の遺伝的改変をもたらすおそれのある遺伝子治療臨床研究は禁止されている。

- 6 疫学研究については、「疫学研究に関する倫理指針（平成14年6月17日文部科学省・厚生労働省告示第2号）」及び平成14年6月17日付け14文科振第123号文部科学省研究振興局長通知を遵守して実施する必要がある。

- 7 遺伝子組換え生物等に係る実験を含む研究については、平成16年2月19日に施行される「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年6月18日法律第97号）及びこれに基づく政省令・告示を遵守して実施する必要がある。

1. 科学研究費補助金（科学研究費）配分方式（「基盤研究（C）（企画調査）」及び「奨励研究」を除く。）

○各専門分野毎の研究費の配分率

$$(B - A) \times \frac{a + b}{2}$$

（注）要素： A＝当該研究種目（審査区分）の継続の研究課題の本年度分の内約額
 B＝当該研究種目（審査区分）の本年度配分予定額
 a＝当該研究種目（審査区分）の本年度新規申請研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（C）に対する当該専門分野に係る本年度新規申請研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（D）の構成比〔D／C〕
 b＝当該研究種目（審査区分）の本年度新規申請研究課題数（E）に対する当該専門分野に係る本年度新規申請研究課題数（F）の構成比〔F／E〕

2. 研究(1)(2)の区分

（平成16年度科学研究費補助金公募要領抜粋）

	研究組織の形態	該当研究種目等
研究 (1)	異なる研究機関に所属する複数の研究者が共同して行う研究	基盤研究（C）（企画調査）
研究 (2)	研究機関に所属する研究者が一人で行う研究又は同一の研究機関に所属する複数の研究者が共同して行う研究（研究代表者と異なる研究機関に所属する研究者を研究組織の人数の1／2以内に限り研究分担者として加える研究を含む。）	基盤研究（S） 基盤研究（A・B・C）（一般） 基盤研究（A・B）（海外学術調査） 萌芽研究 若手研究（A・B）

注1. 基盤研究（C）（企画調査）の研究組織の形態について

研究代表者と異なる研究機関に所属する研究分担者の人数が、研究組織の1／2以内となっている場合であって、研究分担者に研究費の一部を配分する必要がない場合には、研究（2）を選択できる。

2. 研究（1）を選択する際の留意点（「基盤研究（C）（企画調査）」は除く。「基盤研究（S）」、「萌芽研究」、「若手研究」では選択できない。）

研究計画の特殊性により、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究者を研究組織の人数の1／2を超えて研究分担者として加える必要がある場合には、研究（1）を選択することができる。

この場合、①当該研究計画の特殊性及び②当該研究計画の遂行上、研究（1）の組織形態でなければならない理由を研究計画調書に必ず記述すること。

また、「基盤研究（A・B）」又は「基盤研究（C）（一般）」の研究組織の形態が研究（2）に該当するものであっても、研究分担者に対して研究費の一部（分担金）を配分しなければ分担部分の研究実施が困難な場合には、例外的に研究（1）を選択すること。

(2) 平成16年度科学研究費補助金第1段審査における評定の基準(抄)

(平成15年12月8日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定)

(1) 評点の付し方

1) 総合評点

下記2)の各種評定要素に着目しつつ、総合的な判断のうえ、評点区分により全研究課題についていずれかの評点を付すこと。

その際、第1段審査の所見は、第2段審査における合議において極めて重要であることから、できる限り「コメント欄」に所見を記入すること。

特に、採否の決定に際し強い影響力を持つ評価「5」や「1」の評点については、その評点を付すに至った根拠についてコメントするのが望ましい。コメントが付されない場合は、第2段審査の際にその評価が十分に反映されないことがある。

評点区分	評 価 基 準
5	非常に優れている
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	採択に値しない
—	判定できない

各評点の件数は各第1段審査委員独自の判断で決めてよいが、次の採択率を考慮して評点付けをすることが望ましい。

・各研究種目別の新規採択率(平成15年度)	
基盤研究(S)	12.0%
基盤研究(A)(一般)	21.3%
基盤研究(B)(一般)	21.5%
基盤研究(C)(一般)	22.1%
基盤研究(C)(企画調査)	10.9%
萌芽研究	10.6%
若手研究(A)	11.3%
若手研究(B)	29.8%

「—」(判定できない)を付すのは、申請者自身の細目番号の誤記入により他の分科細目に提出すべきものがまぎれこんでいる等、真にやむを得ない場合のみとし、必ずその理由を「コメント欄」に記入すること。

2) 評定要素

i. 研究内容

研究内容が適切かどうかを以下の点を考慮しつつ、評点区分により全研究課題についていずれかの評定をすること。

【研究目的の明確さ】

研究目的は広い領域を包括するような漠然としたものではなく、具体的な目標が明確に設定されているか。

【独創性】

特色ある研究であり、その研究目的、研究計画及び研究方法は独創的なものであるか。

【当該学問分野、関連学問分野及び新しい学問分野への貢献度】

- ・当該学問分野、関連学問分野への貢献が期待できるか。
- ・新しい学問分野の開拓及び進展が期待できるか。

【従来の研究経過・研究成果等の評価】

従来受けた研究費での研究経過・研究成果等は期待どおりのものであったか。
また、その成果等が、今回の研究計画に十分生かされているか。

【「研究計画最終年度前年度の申請」として再構築された研究の評価】 （「研究計画最終年度前年度の申請」のみ該当）

平成16年度が最終年度に当たる研究課題（継続課題）の研究が当初計画どおり順調に推進され新たな知見等が得られており、今回再構築された研究計画に十分生かされているか。また、今回申請された研究を推進することによって、研究の更なる発展が見込まれるものであるか。

評点区分	評価基準
5	非常に優れている
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	採択に値しない
—	判定できない

ii. 研究計画

研究計画の妥当性等について以下の点を考慮しつつ、評点区分により全研究課題についていずれかの評価をすること。

【研究計画の妥当性】

研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっており、当該研究の目的を達成するために適切であるか。

【研究組織の構成】

研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるか。

【研究遂行の能力】（萌芽研究を除く。）

- ・研究者の研究業績等にかんがみ、その研究を遂行し、所期の成果をあげること

が期待できるか。

- ・研究組織を構成する研究課題にあっては、研究代表者は、研究組織を総括し、成果を取りまとめることができると判断されるか。

【人権の保護及び法令等の遵守への対応】

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所要の手続き、対策、措置が十分講じられているか。
- ・遺伝子治療臨床研究、ヒトのクローンに関する研究、ヒト胚性幹細胞（ES細胞）の研究及び疫学研究にかかる研究課題にあっては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているかどうか。

評点区分	評価基準
5	非常に優れている
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	採択に値しない
—	判定できない

iii. 適切性

申請のあった研究課題の「研究組織の適切性」、「研究種目及び審査区分としての適切性」について、以下の点を考慮しつつ、評定区分によりいずれかの評定をすること。なお、この評定要素は、基盤研究（A・B・C）（一般）、基盤研究（C）（企画調査）及び萌芽研究についてそれぞれ適用する。

① 基盤研究（A・B・C）（一般）

【研究組織を研究（1）（別紙1「研究⁽¹⁾⁽²⁾の区分」参照）で組織する場合の適切性】
（「第1段審査評定表」の左端の「研究機関名・所属・職・研究代表者氏名」欄に研究（1）と記載のある研究課題のみ該当。）

研究組織を研究(1)とすることについて次のア、イを考慮しつつ、評点区分により、対象研究課題についていずれかの評定をすること。また、「×」の評定をする場合にあっては、ア、イのいずれが不明確であったのか「コメント」欄に記入すること。

- ア 他機関の研究者を研究組織の人数の1／2を超えて研究分担者として加える場合の理由が明確であるか。
- イ 研究分担者に対して研究費の一部（分担金）を配分しなければならない理由が明確であるか。

評点区分	評 定 基 準
（空白）	ア、イの双方とも問題ない
×	ア、イの双方、又は、いずれかにおいて問題がある

② 基盤研究（C）（企画調査）

【企画調査としての適切性】

基盤研究（C）（企画調査）で申請することについて以下の点を考慮しつつ、評点区分により全研究課題についていずれかの評価をすること。

- ・研究計画調書に記載された研究目的が、企画調査の性格の3つのタイプのいずれかに合ったものとなっているか。また、特定領域研究の研究領域を申請するための準備研究・調査を行うものについては、研究終了後速やかに同研究領域の申請が可能と見込まれるか。
- ・企画調査にとどまらずに、実際の研究（予備的な実験等を含む）まで行おうとするものではないか。（実際の研究まで行おうとする課題は「企画調査」の対象とならないので、「×」と評価すること。）
- ・研究組織において、研究者間の関連及び分担関係が明確であるか。

評点区分	評 定 基 準
（空白）	問題ない
△	企画調査としてややふさわしくない点がある
×	企画調査としてふさわしくない

③ 萌芽研究

【萌芽研究としての適切性】

萌芽研究で申請することについて以下の点を考慮しつつ、評点区分により全研究課題についていずれかの評価をすること。

独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究（例えば、新しい研究分野の展開につながるような成果が生まれること、又はその契機となることが期待されるもの。）であるか。

評点区分	評 定 基 準
（空白）	問題ない
△	萌芽研究としてややふさわしくない点がある
×	萌芽研究としてふさわしくない

iv. 申請研究経費の妥当性

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、申請研究経費の妥当性について以下の点を考慮しつつ、評点区分により全研究課題について評価をすること。

- ・申請研究経費の内容は妥当であり、また有効に使用されることが見込まれるか。
- ・購入を計画している設備備品等は研究計画上真に必要なものであるか。
- ・研究設備の購入経費や研究支援者雇用費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
- ・単に既製の研究機器の購入を目的とする研究や、他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作ではないか。

	評 定 基 準
評点区分	(評定に当たっては、欄外「平成15年度配分状況」を参照すること) (「○」、「△」、「×」は限定的に付することが望まれる)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	他の研究課題より更に充足率を高めるべきである
△	他の研究課題より更に減額が可能である又は減額すべきである (充足率を低くすることが望まれる)
×	研究計画と申請研究経費との整合性を欠く

(参考) 平成15年度配分状況 (採択課題の充足率)

基盤研究 (S)	概ね90%程度
基盤研究 (A・B・C)	概ね70～80%程度
萌芽研究	概ね70%程度
若手研究 (A)	概ね75%程度
若手研究 (B)	概ね75%程度

(2) 第2段審査への反映方法

「総合評点」及び評定要素の「研究内容」、「研究計画」については、各審査委員の評点の付し方にばらつきがあるため、各第1段審査委員の評点を研究種目(審査区分)ごとに平均点と標準偏差をそろえるよう電算処理を行い(Tスコア化)、各審査委員の素点とTスコア化した評点を合議審査(第2段審査)に資料として提出する。

評定要素の「適切性」、「申請研究経費の妥当性」については、各第1段審査委員の評定結果をそのまま合議審査(第2段審査)に資料として提出することとしている。

第2段審査においては、第1段審査委員の審査結果を基に、総合評点に重点を置きつつ、各要素の評定結果及びコメント等をも勘案してより広い立場から総合的に審査を行う。

(3) 第1段審査における留意事項

1) エフォートの取扱いについて

エフォート(研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合)については、第2段審査において「研究課題が十分遂行し得るかかどうか」を判断する際の参考とする。このため、第1段審査においては考慮しないこと。

2) 審査委員自身が研究代表者である研究課題の取扱いについて

審査委員自身が研究代表者として研究計画調書を提出している研究課題については、当該第1段審査委員はその研究課題に評点を付さないこととし、「総合点」「研究」「計画」欄に「－」、「代表者」欄に「○」を記入すること。

3) 審査委員自身が研究分担者として参加している研究課題の取扱いについて

審査委員自身が研究分担者として参加している基盤研究（S）及び基盤研究（A・B）の研究課題については、当該審査委員は、その研究課題に評点を付さないこととし、「総合点」「研究」「計画」欄に「－」、「関係者」欄に「○」を記入し、「コメント欄」には、「研究分担者」と記入すること。

また、審査委員自身が研究分担者として参加している基盤研究（C）、萌芽研究の研究課題については、「関係者」欄に「○」を記入し、「コメント欄」に「研究分担者」と記入した上で、評点を付すこと。

4) 審査委員の関係者が研究代表者である研究課題の取扱いについて

審査委員の関係者（例えば、同一研究室に所属している研究者、親族）が研究代表者として研究計画調書を提出している基盤研究（S）及び基盤研究（A・B）の研究課題については、当該審査委員はその研究課題に評点を付さないこととし、「総合点」「研究」「計画」欄に「－」、「関係者」欄に「○」を記入し、「コメント欄」には、研究代表者とどのような関係であるかを記入すること。

また、基盤研究（C）、萌芽研究、若手研究（A・B）の研究課題については、「関係者」欄に「○」を記入し、「コメント欄」に研究代表者とどのような関係であるかを記入した上で、評点を付すこと。

5) 遺伝子治療臨床研究に関する研究課題の取扱いについて

遺伝子治療臨床研究については、「遺伝子治療臨床研究に関する倫理指針（平成14年3月27日文科科学省・厚生労働省告示第1号）」が定められており、同指針において「禁止されている研究」又は「厚生労働大臣に対して意見を求める手続きが必要とされている研究」が平成16年度に実施されると判断される研究課題については、「遺治療」欄に「○」を、平成17年度以降に実施されると判断される研究課題については「△」を記入するとともに、その判断の根拠を「コメント欄」に具体的に記入すること。

6) ヒトのクローンに関する研究課題の取扱いについて

ヒトのクローン個体の作製に関する研究については、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号）」、「特定胚の取扱いに関する指針（平成13年12月5日文科科学省告示第173号）」が定められており、これら法律及び指針において「禁止されている研究」又は「文部科学大臣への届出が必要とされている研究」が平成16年度に実施されると判断される研究課題については、「クローン」欄に「○」を、平成17年度以降に実施されると判断される研究課題については「△」を記入するとともに、その判断の根拠を「コメント欄」に具体的に記入すること。

7) ヒト胚性幹細胞（ES細胞）の研究課題の取扱いについて

ヒト胚性幹細胞（ES細胞）の樹立又は使用する研究計画については、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成13年9月25日文科科学省告示第155号）」が定められており、同指針において「禁止されている研究」又は「文部科学大臣の確

認が必要とされている研究」が平成16年度に実施されると判断される研究課題については、「ES細」欄に「○」を、平成17年度以降に実施されると判断される研究課題については「△」を記入するとともに、その判断の根拠を「コメント欄」に具体的に記入すること。

8) 疫学研究に関する研究課題の取扱いについて

疫学研究については、「疫学研究に関する倫理指針」（平成14年6月17日文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び平成14年6月17日付け14文科振第123号文部科学省研究振興局長通知に細則が定められており、これらの指針及び通知において「倫理審査委員会の審査を経る等の手続きが必要とされている研究」が、平成16年度に実施されると判断される研究課題については「疫学」欄に「○」を、平成17年度以降に実施されると判断される研究課題については「△」を記入するとともに、その判断の根拠を「コメント欄」に具体的に記入すること。

(3) 平成16年度科学研究費補助金基盤研究「海外学術調査」 事前審査における評定の基準(抄)

(平成15年12月8日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定)

(1) 評点の付し方

1) 総合評点

下記**2)**の各種評定要素に着目しつつ、総合的な判断のうえ、評点区分により全研究課題についていずれかの評点を付すこと。

その際、事前審査の所見は、合議審査において極めて重要であることから、できる限り「コメント欄」に所見を記入すること。

特に、採否の決定に際し強い影響力を持つ評価「5」や「1」の評点については、その評点を付すに至った根拠についてコメントするのが望ましい。

評点区分	評 価 基 準
5	非常に優れている
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	採択に値しない
—	判定できない

各評点の件数は各審査委員独自の判断で決めてよいが、評点に偏りがないよう配慮するとともに、採択件数に限りがあることから、評点区分「5」とする研究課題は、1割程度を目処として評点付けをすることが望ましい。

「—」(判定できない)を付すのは、真にやむを得ない場合のみとし、必ずその理由を「コメント欄」に記入すること。

2) 評定要素

i. 研究内容

研究内容が適切かどうかを以下の点を考慮しつつ、評点区分により全研究課題についていずれかの評定をすること。

【研究目的の明確さ】

研究目的は広い領域を包括するような漠然としたものではなく、具体的な目標が明確に設定されているか。

【独創性】

特色ある研究であり、その研究目的、研究計画及び研究方法は独創的なものであるか。

【当該学問分野、関連学問分野及び新しい学問分野への貢献度】

- ・当該学問分野、関連学問分野への貢献が期待できるか。
- ・新しい学問分野の開拓及び進展が期待できるか。

【従来の研究経過・研究成果等の評価】

従来受けた研究費での研究経過・研究成果等は期待どおりのものであったか。
また、その成果等が、今回の研究計画に十分生かされているか。

【重複申請をしている研究課題との相違】

その研究内容は、重複申請している基盤研究の研究課題の目的等と明らかに異なっており、1つの研究課題として行うことが困難であるか。

【「研究計画最終年度前年度の申請」として再構築された研究の評価】**（「研究計画最終年度前年度の申請」のみ該当）**

平成16年度が最終年度に当たる研究課題（継続課題）の研究が当初計画どおり順調に推進され新たな知見等が得られており、今回再構築された研究計画に十分生かされているか。また、今回申請された研究を推進することによって、研究の更なる発展が見込まれるものであるか。

評点区分	評価基準
5	非常に優れている
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	採択に値しない
—	判定できない

ii. 研究計画

研究計画の妥当性等について以下の点を考慮しつつ、評点区分により全研究課題についていずれかの評定をすること。

【研究計画の妥当性】

研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっており、当該研究の目的を達成するために適切であるか。

【研究組織の構成】

研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるか。

【研究遂行の能力】

- ・研究者の研究業績等にかんがみ、その研究を遂行し、所期の成果をあげることが期待できるか。
- ・研究組織を構成する研究課題にあっては、研究代表者は、研究組織を総括し、成果を取りまとめることができると判断されるか。

【人権の保護及び法令等の遵守への対応】

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所要の手続き、対策、措置が十分講じられているか。
- ・遺伝子治療臨床研究、ヒトのクローンに関する研究、ヒト胚性幹細胞（ES細胞）の研究及び疫学研究にかかる研究課題にあっては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているかどうか。

評点区分	評 価 基 準
5	非常に優れている
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	採択に値しない
—	判定できない

iii. 海外学術調査としての適切性

申請のあった海外学術調査としての適切性について、以下の点を考慮しつつ、評点区分により全研究課題についていずれかの評定をすること。

- ・研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究であるか。
(フィールド調査等を主たる目的としない研究の場合はこれに当たらない。)

評点区分	評 定 基 準
(空白)	問題ない
△	海外学術調査としてややふさわしくない点がある
×	海外学術調査としてふさわしくない

iv. 申請研究経費の妥当性

申請研究経費の妥当性について以下の点を考慮しつつ、評点区分により全研究課題について評価をすること。

- ・申請研究経費の内容は妥当であり、また有効に使用されることが見込まれるか。
特に、研究設備の購入経費や研究支援者雇用費が計上されている場合には、それらの経費が研究計画上必要なものと見込まれるか。
- ・単に外国旅費の取得を目的としたものではないか。

評点区分	評 定 基 準
	（ 評定に当たっては、欄外「平成15年度配分状況」を参照すること） 「○」、「△」、「×」は限定的に付すことが望まれる
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	他の研究課題より更に充足率を高めるべきである
△	他の研究課題より更に減額が可能である又は減額すべきである （充足率を低くすることが望まれる）
×	研究計画と申請研究経費との整合性を欠く

（参考）平成15年度配分状況（採択課題の充足率）
基盤研究（A・B） 概ね70～80％程度

（２）合議審査への反映方法

「総合評点」及び評定要素の「研究内容」、「研究計画」については、各審査委員の評点の付し方にばらつきがあるため、各審査委員の各分野ごとに平均点と標準偏差をそろえるよう電算処理を行い（Tスコア化）、各審査委員の素点とTスコア化した評点を合議審査に資料として提出する。

評定要素の「海外学術調査としての適切性」、「申請研究経費の妥当性」については、各審査委員の評定結果をそのまま合議審査に資料として提出することとしている。

合議審査においては、事前審査の審査結果を基に、総合評点に重点を置きつつ、各要素の評定結果及びコメント等をも勘案して総合的に審査を行う。

（３）事前審査における留意事項

1) エフォートの取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。このため、事前審査においては確認程度

にとどめ、必要に応じコメント欄に所見を記入すること。

2) 審査委員自身が研究代表者である研究課題の取扱いについて

審査委員自身が研究代表者として研究計画調書を提出している研究課題については、当該審査委員はその研究課題に評点を付さないこととし、「総合点」「研究」「計画」欄に「－」、「代表者」欄に「○」を記入すること。

3) 審査委員自身が研究分担者として参加している研究課題の取扱いについて

審査委員自身が研究分担者として参加している研究課題については、当該審査委員は、その研究課題に評点を付さないこととし、「総合点」「研究」「計画」欄に「－」、「関係者」欄に「○」を記入し、「コメント欄」には、「研究分担者」と記入すること。

4) 審査委員の関係者が研究代表者である研究課題の取扱いについて

審査委員の関係者（例えば、同一研究室に所属している研究者、親族）が研究代表者として研究計画調書を提出している研究課題については、当該審査委員はその研究課題に評点を付さないこととし、「総合点」「研究」「計画」欄に「－」、「関係者」欄に「○」を記入し、「コメント欄」には、研究代表者とどのような関係であるかを記入すること。

5) 研究組織を研究(1)（別紙1「研究(1)(2)の区分」参照）で組織する場合の適切性について

研究（1）で組織する適切性（①他機関の研究者を研究組織の人数の1／2を超えて研究分担者として加える場合の理由が明確であるか。②研究分担者に対して研究費の一部（分担金）を配分しなければならない理由が明確であるか。）については、合議審査において審議することとなるので、事前審査においても十分確認し、必要に応じ、コメント欄に所見を記入すること。

6) 遺伝子治療臨床研究に関する研究課題の取扱いについて

遺伝子治療臨床研究については、「遺伝子治療臨床研究に関する倫理指針（平成14年3月27日文科科学省・厚生労働省告示第1号）」が定められており、同指針において「禁止されている研究」又は「厚生労働大臣に対して意見を求める手続きが必要とされている研究」が平成16年度に実施されると判断される研究課題については、「遺治療」欄に「○」を、平成17年度以降に実施されると判断される研究課題については「△」を記入するとともに、その判断の根拠を「コメント欄」に具体的に記入すること。

7) ヒトのクローンに関する研究課題の取扱いについて

ヒトのクローン個体の作製に関する研究については、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号）」、「特定胚の取扱いに関する指針（平成13年12月5日文科科学省告示第173号）」が定められており、

これら法律及び指針において「禁止されている研究」又は「文部科学大臣への届出が必要とされている研究」が平成16年度に実施されると判断される研究課題については、「クロン」欄に「○」を、平成17年度以降に実施されると判断される研究課題については「△」を記入するとともに、その判断の根拠を「コメント欄」に具体的に記入すること。

8) ヒト胚性幹細胞（E S細胞）の研究課題の取扱いについて

ヒト胚性幹細胞（E S細胞）の樹立又は使用する研究計画については、「ヒトE S細胞の樹立及び使用に関する指針（平成13年9月25日文部科学省告示第155号）」が定められており、同指針において「禁止されている研究」又は「文部科学大臣の確認が必要とされている研究」が平成16年度に実施されると判断される研究課題については、「E S細」欄に「○」を、平成17年度以降に実施されると判断される研究課題については「△」を記入するとともに、その判断の根拠を「コメント欄」に具体的に記入すること。

9) 疫学研究に関する研究課題の取扱いについて

疫学研究については、「疫学研究に関する倫理指針」（平成14年6月17日文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び平成14年6月17日付け14文科振第123号文部科学省研究振興局長通知に細則が定められており、これらの指針及び通知において「倫理審査委員会の審査を経る等の手続きが必要とされている研究」が、平成16年度に実施されると判断される研究課題については「疫学」欄に「○」を、平成17年度以降に実施されると判断される研究課題については「△」を記入するとともに、その判断の根拠を「コメント欄」に具体的に記入すること。

6 使用ルール（平成16年度補助条件）

独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）から科学研究費補助金（「基盤研究」）の交付を受けて補助事業を行う補助事業者（研究代表者及び研究分担者）が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）の規定により従うべき補助条件は、次のとおりとする。

1 総則

【法令等の遵守】

1-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の遂行に当たり、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）の規定を含む、関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

【補助事業者の責務】

1-2 研究代表者及び研究分担者は、補助金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

【補助条件の写しの配付】

1-3 研究代表者は、全ての研究分担者にこの補助条件の写しを配付するとともに、研究分担者も補助事業者として、この補助条件に従う義務を有することを、説明しなければならない。

【研究機関による補助金の管理等】

1-4 研究代表者及び研究分担者は、所属する取扱規程第2条に規定する研究機関（以下「研究機関」という。）に補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関を変更した場合も、同様とする。

2 直接経費の使用

【直接経費の公正かつ効率的な使用】

2-1 研究代表者及び研究分担者は、直接経費（補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費）の公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

（注）直接経費の各費目の対象となる経費

物品費	物品を購入するための経費
旅費	研究代表者、研究分担者、その他研究への協力をする者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）
謝金等	研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること）
その他	上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用））

【研究・契約等の開始】

2-2 新たに採択された研究課題については内定通知受領後直ちに、また、前年度から継続する研究課題については4月1日から、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算しなければならない。

【翌年度における直接経費の使用】

2-3 研究代表者は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、平成17年3月4日までに、様式C-1「繰越承認要求額の算定根拠」、様式C-2「繰越しを必要とする理由書」及び様式C-3「研究計画行程表」により文部科学大臣に対し申請を行い、必要な手続を経なければならない。

【使用の制限】

2-4 直接経費は、次の経費として使用してはならない。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）
- ② 机、いす、複写機等、研究機関で通常備えるべき物品を購入するための経費
- ③ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

【合算使用の制限】

2-5 直接経費は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
- ② 独立性のある物品を購入する場合において、同時に購入する当該物品の附属品（補助事業の遂行に必要なもの）の購入経費として直接経費を使用する場合
- ③ 直接経費の未使用額が1万円未満となった場合において、これに他の経費を加えて補助事業のために使用する場合

【納品等及び支出の期限】

2-6 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は、補助事業を行う年度の3月31日までに終了しなければならない。これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

3 交付申請書の記載内容の変更

【変更できない事項】

3-1 「研究課題名」及び「研究の目的」の各欄の記載事項は、変更することができない。

【直接経費の使用内訳の変更】

3-2 研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付する直接経費の総額の30%（この額が300万円に満たない場合は、300万円）を限度として変更することができるが、この額を超えて変更しようとする場合には、様式C-4「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

【補助事業の廃止】

3-3 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-5「研究廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない。

【所属する研究機関の変更】

3-4 研究代表者は、所属する研究機関を変更した場合には、様式C-10「研究代表者所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

【研究代表者の応募資格の喪失】

3-5 研究代表者は、研究機関に所属する常勤の研究者という研究代表者としての応募資格を有しなくなる場合（補助金の交付を受ける年度において、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる場合を含む。）には、「3-3」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。

3-6 応募資格を有しなくなる研究代表者が、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

- 3-7 研究代表者が欠けた場合に、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）して補助事業の継続を希望する場合には、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

【研究代表者の交替】

- 3-8 研究代表者が、応募資格の喪失以外の事由により、研究代表者を交替しようとする場合（補助事業の研究分担者に交替しようとする場合に限る。）には、新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

【研究分担者の変更】

- 3-9 研究代表者は、研究分担者が応募資格を有しなくなる場合（補助金の交付を受ける年度において、研究分担者が、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる場合を含む。）又は研究分担者を変更する場合（補助金の交付を受ける年度において、研究分担者が、連続して6ヶ月を超えて、補助事業を遂行できなくなる場合を含む。）には、様式C-9「研究組織変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

- 3-10 研究代表者は、前項の変更において、研究分担者を新たに加える場合には、様式C-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式C-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を徴し、これを保管しなければならない。

【育児休業等による中断】

- 3-11 研究代表者は、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得する場合に、年度途中で補助事業を廃止し、育児休業等の終了後に補助金の再交付を希望する場合には、育児休業等を取得する前に、様式C-13「研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止の時までの補助事業について、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない。

【計画外の分担金配分】

- 3-12 「研究(1)」の補助事業であって、直接経費を研究分担者に配分しない計画として交付申請が行われたものに関し、研究分担者に分担金を配分しなければ補助事業の遂行について極めて大きな支障が生じることが明らかになったために、研究分担者への分担金の配分を希望する場合には、研究代表者は、様式C-14「分担金配分承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

【軽微な変更】

- 3-13 「役割分担等」、「直接経費」、「本年度の研究実施計画」及び「主要な設備備品の内訳」の各欄の記載事項は、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができるが、補助事業の目的が変更されてはならない。

4 直接経費に係る設備等の取扱

【設備等の取扱】

- 4-1 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書にあっては、研究上の支障がなくなる時に）所属する研究機関に寄付しなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合には、様式C-15「寄付延期承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得て、寄付を延期することができる。

【利子の取扱】

- 4-2 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子を、補助事業の遂行に使用し、又は所属する研究機関に譲渡しなければならない。

【収入の取扱】

- 4-3 研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。

5 間接経費の取扱

【間接経費の譲渡】

5-1 研究代表者は、補助金受領後速やかに、間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならない。研究代表者が所属する研究機関を変更した場合も、同様とする。

【所属する研究機関の変更時等の取扱】

5-2 前項の譲渡においては、研究代表者が、所属する研究機関を変更する場合又は補助事業を廃止する場合であって、直接経費に残額がある場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を研究代表者に返還する旨の条件を附さなければならない。

【間接経費の返還】

5-3 研究代表者は、所属する研究機関を変更する場合において、新たに所属することとなる研究機関が間接経費を受け入れない場合には、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の間接経費を返還しなければならない。

【間接経費の追加】

5-4 間接経費を受け入れない研究機関に所属する研究代表者が、所属する研究機関を変更した場合において、新たに間接経費の交付を受けようとする場合には、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

6 実績の報告

【実績報告書の提出期限】

6-1 研究代表者は、補助事業の完了又は廃止の後、30日以内又は平成17年4月25日のいずれか早い日までに、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

【翌年度における補助金の使用を行った場合の実績報告書の提出】

6-2 「2-3」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度における補助金の使用を行った場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-17「実績報告書（収支決算報告書（2））」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、補助事業の完了又は廃止の後において、前項の実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

7 研究成果報告書等の提出

【研究成果報告書等の提出】

7-1 「基盤研究」のうち2年以上の研究課題の研究代表者は、補助金により実施した研究の成果について、様式C-18「研究成果報告書」を国立国会図書館関西館に、また様式C-19「研究成果報告書概要」及び様式C-20「研究成果報告書概要（英文版）」を日本学術振興会に、それぞれ研究計画の最終年度の翌年度の6月20日から6月30日までの間に提出しなければならない。ただし、上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに（原則として1年以内。）、上記報告書等をそれぞれ国立国会図書館関西館又は日本学術振興会に提出しなければならない。

7-2 研究代表者は、研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、様式C-18「研究成果報告書」を国立国会図書館関西館に、また様式C-19「研究成果報告書概要」及び様式C-20「研究成果報告書概要（英文版）」を日本学術振興会に、それぞれ提出しなければならない（提出期限は、原則として辞退することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）。

8 研究成果の発表

【研究成果発表における表示義務】

8-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、科学研究費補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。

【研究成果発表の報告】

8-2 研究代表者は、補助事業の成果について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は特許を取得した場合には、その都度、様式C-24「研究成果発表報告書」又は様式C-25「新聞掲載等報告書」により、日本学術振興会に報告しなければならない。

9 その他

【生命倫理・安全対策に関する遵守事項】

9-1 研究代表者及び研究分担者は、研究計画にヒトゲノム・遺伝子解析研究を含む場合には、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年3月29日文科科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の施行等について（平成13年3月29日付け文科科学省研究振興局長・厚生労働省大臣官房厚生科学課長・経済産業省製造産業局長連名通知）に基づき、当該研究を実施しなければならない。

9-2 研究代表者及び研究分担者は、研究計画に特定胚の取扱いを含む場合には、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年12月6日法律第146号）、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則（平成13年12月5日文科科学省令第82号）及び特定胚の取扱いに関する指針（平成13年12月5日文科科学省告示第173号）に基づき、当該研究を実施しなければならない。当該研究の実施に先立ち、文部科学大臣への届出をしなければならない。

9-3 研究代表者及び研究分担者は、研究計画にヒトES細胞の樹立及び使用を含む場合には、ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成13年9月25日文科科学省告示第155号）に基づき、当該研究を実施しなければならない。当該研究の実施に先立ち、文部科学大臣の確認を受けなければならない。

9-4 研究代表者及び研究分担者は、研究計画に遺伝子組換え実験を含む場合には、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）及び関連する政省令・告示に基づき、当該研究を実施しなければならない。研究計画に文部科学大臣の確認を必要とする遺伝子組換え実験を含む場合には、当該研究の実施に先立ち、同法に基づく文部科学大臣の確認を受けなければならない。なお、「組換えDNA実験指針」（平成14年1月文科科学省告示、平成16年2月18日限りで廃止）に基づく文部科学大臣の確認を受けている研究計画についても、改めて同法に基づく文部科学大臣の確認を受けなければならない。

9-5 研究代表者及び研究分担者は、研究計画に遺伝子治療臨床研究を含む場合には、遺伝子治療臨床研究に関する倫理指針（平成14年3月27日文科科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、当該研究を実施しなければならない。

9-6 研究代表者及び研究分担者は、研究計画に疫学研究を含む場合には、疫学研究に関する倫理指針（平成14年6月17日文科科学省・厚生労働省告示第2号）及び疫学研究に関する倫理指針の施行等について（平成14年6月17日付け文科科学省研究振興局長・厚生労働省大臣官房厚生科学課長連名通知）に基づき、当該研究を実施しなければならない。

【関係書類の整理・保管】

9-7 研究代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

7 独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領

（平成15年10月7日規程第17号）

改正 平成16年4月14日規程第9号

（通則）

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費補助金（基盤研究等）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成11年4月12日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第16条第1項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第14条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この取扱要領において「科学研究費補助金（基盤研究等）」とは、交付要綱第3条第1項に規定する以下のものをいう。

- 一 科学研究費のうち次に係るもの
 - イ 基盤研究
 - ロ 奨励研究
 - 二 研究成果公開促進費（研究成果公开发表に係るものを除く。）
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であって、取扱規程第2条に規定する以下のものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国又は地方公共団体の設置する研究所その他の機関、法律により直接設立された法人又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち、学術研究を行うものとして文部科学大臣の指定するもの
- 3 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であって、学術の振興に寄与する研究を行う研究者が所属するもの（前項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣の指定するものは、同項の研究機関とみなす。

(補助金の交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）で、研究者（振興会特別研究員（以下「特別研究員」という。）を含む。以下同じ。）が一人で行うもの又は研究者二人以上が同一の研究課題について共同して行うもの（以下「科学研究」という。）
 - 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行うもの（以下「研究成果の公開」という。）
- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、法第17条第1項の規定を準用し科学研究費補助金の交付の決定を取消した補助事業（以下「交付決定取消事業」という。）を行った研究者が行おうとする事業については、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しないものとする。ただし、第3号に掲げる場合に該当する場合における当該研究者が、既に交付の決定が行われた事業と第6条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りではない。

- 一 当該研究者が交付決定取消事業を行うに当たり、科学研究費補助金の他の用途への使用をしていない場合

法第18条第1項の規定の準用により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間

- 二 当該研究者が交付決定取消事業を行うに当たり、科学研究費補助金の他の用途への使用をした場合

法第18条第1項の規定の準用により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間に当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

- 三 当該研究者が、前2号に掲げる場合に該当してその行う事業に科学研究費補助金を交付しないこととされる研究者と共同して当該交付決定取消事業を行った場合（前2号に掲げる場合を除く。）

法第18条第1項の規定の準用により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還が命じられた年度の翌1年間

- 2 前項に定めるもののほか、取扱規程第3条第3項の規定により、文部科学大臣が科学研究費補助金を交付しないとしたものにあつては、その定める期間、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付申請者)

第5条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 科学研究に係る補助金にあつては、次に掲げる者

イ 研究機関に所属する研究者が一人で科学研究を行う場合は、当該研究機関の代表者

ロ 研究機関に所属しない研究者が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者

ハ 研究者二人以上が同一の研究課題について共同して科学研究を行う場合は、当該研究者の代表者又は当該研究者の代表者の所属する研究機関の代表者

二 研究成果の公開に係る補助金にあっては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

(計画調書)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

(交付予定額の通知)

第7条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

(配分審査等)

第8条 前条により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第9条 第7条の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと

三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう

に経費の効率的使用に努めなければならないこと

- 4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の使用制限）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

（実績報告書）

第13条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（帳簿関係書類等の整理）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならない。

（経理の調査）

第16条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（科学研究等の状況の調査）

第17条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過の公表)

第18条 振興会は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

(設備等の寄付)

第19条 第5条第1号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを研究者が所属する研究機関に寄付しなければならない。

2 第5条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。

3 第5条第1号ハに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを研究者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、これを寄付しなければならない。

4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項及び第3項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

(その他)

第20条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年6月9日規程第6号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成16年規程第9号）

1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。

2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

問い合わせ先

- 1 この公募に関する問い合わせは、研究機関を通じて下記あてに行ってください。

〒102-8472 東京都千代田区一番町 8 番地（住友一番町 F S ビル）
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成課
電話 03-3263-4682, 4758, 4798, 0964, 4724, 4796

- 2 この公募要領に記載されている内容は、独立行政法人日本学術振興会のホームページでご覧いただけます。

また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

独立行政法人日本学術振興会ホームページ <http://www.jsps.go.jp/>